

【試し読み】

近藤剛著 『日本高麗関係史』

目次・序章・索引

(二〇一九年十月二十五日刊行、八木書店発行)

詳細は左記サイトにて

<https://catalogue.books-yagi.co.jp/books/view/2209>

『日本高麗關係史』 目次

序章 日本高麗関係史研究の現状と本書の目的	1
-----------------------	---

はじめに	1
------	---

第一節 日本・高麗関係史略述	2
----------------	---

第二節 日本・高麗関係史研究の動向と到達点	11
-----------------------	----

第三節 これまでの研究の問題点と本書の分析視角	16
-------------------------	----

第四節 本書の構成	20
-----------	----

むすび	22
-----	----

第1部 高麗の外交文書および制度と対外関係	31
-----------------------	----

第一章 「大日本国大宰府宛高麗国礼賓省牒状」にみえる	33
----------------------------	----

高麗の対日本認識	33
----------	----

はじめに	33
------	----

第一節 請医一件の概要	34
-------------	----

第二節 請医一件に関する問題点	40
-----------------	----

第三節 「礼賓省牒状」の署名からみた高麗の対日姿勢	43
第四節 請医の事情と文宗の対日政策	61
むすび	68
第二章 「日本国对馬島宛高麗国金州防禦使牒状」の 古文書学的検討と「廉察使」	81
はじめに	81
第一節 「金州防禦使牒状」の古文書学的検討	82
第二節 「金州防禦使牒状」における「廉察使」と先行研究	97
第三節 高麗時代の「廉察使」史料と按察使	98
第四節 按察使と廉察使	103
第五節 「金州防禦使牒状」にみえる「廉察使」	105
むすび	107

第三章 「李文鐸墓誌」を通じてみた十二世紀半ばの高麗・金関係…………… 119

はじめに…………… 119

第一節 「李文鐸墓誌」の研究…………… 120

第二節 「李文鐸墓誌」における都兵馬録事在任記事の評価…………… 137

第三節 「李文鐸墓誌」にみえる対金関係記事の検討…………… 138

むすび…………… 148

第四章 高麗における対日本外交管理制度…………… 157

はじめに…………… 157

第一節 高麗渡航日本人の滞在地…………… 158

第二節 対日本外交担当官府…………… 164

第三節 対日本外交案件の伝達過程…………… 167

第四節 対日本外交案件の審議過程…………… 173

第五節 対日本外交文書の作成過程——返牒の場合——…………… 174

第六節 対日本外交担当官府の推移…………… 179

むすび…………… 183

「コラム」 「国書」 および 「外交」 との向き合い方	194
第2部 日本・高麗間の「進奉船」	199
第一章 十二世紀前後における対馬島と日本・高麗関係	201
はじめに	201
第一節 『大槐秘抄』 対外関係記事の校訂	203
第二節 『大槐秘抄』 にみえる「制」に関する先行研究	219
第三節 これまでの『大槐秘抄』 にみえる「制」の理解に対する疑問	222
第四節 十一世紀末～十二世紀における日本・高麗間通交について	225
第五節 『大槐秘抄』 にみえる「制」の実態に関する私見	241
むすび	245

第二章 十三世紀前後における対馬島と日本・高麗関係……………261

はじめに……………261

第一節 『勤仲記』弘安十年七月十三日条所載「対馬守源光経解」……………262

第二節 「対馬守源光経解」第一箇条について……………270

第三節 「対馬守源光経解」第二箇条について……………280

第四節 「対馬守源光経解」第三箇条について……………281

第五節 元久年間における「進奉」について……………284

むすび……………294

第三章 嘉禄三年来日の高麗使について

―「嘉禄三年高麗国牒状写断簡及接文」の検討―……………303

はじめに……………303

第一節 翻刻……………304

第二節 「嘉禄三年高麗国牒状写断簡及接文」と……………306

『吾妻鏡』所載「日本国惣官大宰府宛高麗国全羅州道按察使牒状」……………306

第三節 内容の検討……………309

第四節 読み下し文と逐語訳……………321

第五節 「嘉祿三年高麗国牒状写断簡及接文」の史料性格と 『吾妻鏡』の編纂姿勢……………	323
むすび……………	325
第四章 嘉祿・安貞期（高麗高宗代）の日本・高麗交渉と 「進奉定約」……………	331
はじめに……………	331
第一節 貞心（嘉祿期（高宗十年代）の倭寇史料……………	332
第二節 「全羅州道按察使牒状」の検討……………	335
第三節 嘉祿・安貞期の倭寇禁圧交渉……………	344
第四節 高宗代前期の高麗情勢と高麗の日本認識……………	356
むすび……………	359
〔コラム〕比較武人政権論の現在……………	371

終章 モンゴル襲来以前の日本・高麗関係史の意義	377
はじめに	377
第一節 「進奉定約」後の進奉船の推移	377
第二節 本書で得られた成果	385
むすび ―モンゴル襲来以前の日本・高麗関係史の意義―	389
あとがき	391
初出一覧	400
索引	1
事項	I
人名	II
地名	17
参考文献	21
参考史料	47

凡 例

一、本書は日本・朝鮮半島・中国大陸の各地域を考察対象とし、史料も各国にまたがる。その場合に一つの年号や年代表記法のみを用いることは、妥当でない場合がある。しかし同時に全ての年号・年代表記法を併記するのも非常に煩雑となる。したがって、本書では西暦の表記は行うが（ただし、太陰暦・太陽暦の差による日付のズレは考慮しない）、各国の年号については必要に応じて適宜付すことにするため、必ずしも統一した表記にはなっていない。

二、引用文献については、巻末の「参考文献」に一覧としてまとめた。日本語で発表された文献は、著者をアイウエオ順に、ハンゲルで発表された文献はハナヒトシ順に並べた。本文中で「参考文献」について言及する場合は、「著者名〔発表年〕」で表記し、頁も特定する場合は「…」の後に示した（例、近藤剛「二〇一八―二二五頁」）。日本語・ハンゲル双方の言語で発表されている著者については、その別も注記した。

三、引用史料については、巻末の「参考史料」に一覧としてまとめ、タイトルに従ってアイウエオ順に配列した。中国・朝鮮史料の場合は日本の音読みに準じて並べた。

四、引用史料・文献中の、……は省略、／は改行、〔 〕は著者による注記である。また傍線・傍点なども原則として著者が付した。

序 章 日本高麗関係史研究の現状と本書の目的

はじめに

高麗国は、西暦九一八年に王建（太祖）によって建国され、一三九二年に李成桂によって滅ぼされるまで、三四代、四七四年もの間、朝鮮半島に存在した国家である。日本では延喜・天曆の治にあらわされる律令制の立て直しをはかった平安時代の中ごろから、鎌倉時代を経て、南北朝合一（一三九二年）に至る時期にあたる。

筆者は、日本の歴史がはじめてユーラシア史と一体になって展開していく「モンゴルの日本襲来」（文永・弘安の役、朝鮮史における甲戌・辛巳の役）という出来事において、互いにモンゴルによる圧力を受けていたにもかかわらず、戦火を交えた日本と高麗が、それ以前にどのような歴史的交流を歩んできたのかということに関心を持ち、両国の文献史料の分析を中心とした実証的研究を進めてきた。したがって、本書ではモンゴル襲来の契機となったクビライ・カアンの国書が到来する一二六七年以前の日本と高麗の関係について明らかにすることを目的とする。

以下、当該期におけるこれまでの研究史や問題点を整理し、本書の構成について述べてみたい。

第一節 日本・高麗関係史略述

本節では、先行研究に依りながら、日本・高麗関係史の概要を示すこととする。⁽¹⁾

1 日本・高麗関係の開始——十世紀——

九世紀後半以降の新羅の衰退に伴い、朝鮮半島各地で地方豪族による自立的活動が顕著になると、特に完山（現全羅北道全州）を拠点とした甄萱の後百済と、鉄田（現江原道鉄原）を都とした弓裔の泰封が頭角をあらわし、十世紀初頭には新羅と合わせて後三国時代を形成した。弓裔の武将であった王建（太祖。在位九一八〜九四三）は、人心を失った弓裔を討ち、高麗を建国して首都を開城に定めた。その後九三五年に新羅を降伏させ、翌年（九三六）には後百済を滅ぼして朝鮮半島を統一すると、本格的な国家形成に着手していった。日本では延喜・天曆の治による天皇親政の時期もみられたが、藤原北家が摂政・関白を常任して摂関政治を確立していった時期にあたる。また承平・天慶の乱など武士による地方反乱もみられるなど武士の胎動が見られる時代である。

さて、高麗が日本に対して最初に使節を派遣して牒状をもたらしたのは、半島統一の翌年にあたる九三七年（承平七・太祖二十）であった。⁽²⁾ 詳しい内容はわからず解釈は様々であるが、王朝の交代を告げるとともに通交関係を樹立しようとしたのではないかと考えられている。その後、太祖朝には数度の遣使がなされたが、日本朝廷はこれに応じようとはしなかった。⁽³⁾

次に史料にみえる日麗関係に関する記録は、中国唐・宋の制度を参酌して高麗に科挙制度を導入した第四代光宗

(在位九四九〜九七五)の治世にあたる九七二年(天祿三・光宗二十三)、高麗南原府使と金海府使とが相次いで対馬島に到着している。⁽⁴⁾高麗朝廷から派遣されたのではなく、地方官あるいは地方豪族による通交(交易)目的ではなかったかと理解されるが、これに対して日本朝廷は陣定を開催し、返牒を送るかどうか審議した。九七四年(天延二・光宗二十五)には「高麗国交易使」が高麗馬その他の貨物を持って参入しており、⁽⁵⁾九八四年(永観二・成宗三)や九九六年(長徳二・成宗十五)には、筑前国や石見国に高麗人が来着(漂着か)している。⁽⁶⁾

その後、九九七年(長徳三・成宗十六)に高麗朝廷が日本国・対馬島司・対馬島に宛てて三通の牒状をもたらしただ出来事があった。そこには日本を辱める句がしたためられていたほか、牒をもたらしただ人物が大宰府の人(商人)であった。日本朝廷では宋の謀略の疑いもあるなどの意見が出され、無礼により返牒は送らず、要害を警固するなどの対応をした。⁽⁷⁾この頃には日本人の中に高麗へ赴き矢を射るなどの「犯を成す」者もいたようで、高麗が兵船五百艘を日本に向けて発するという「浮言」なども流れており、朝廷は高麗に対する警戒を強めている。⁽⁸⁾

2 日本・高麗間の多様な通交関係 ―十一〜十二世紀―

続いての国家間交流としては、一〇一九年(寛仁三・顕宗十)の「刀伊の入寇」事件において、刀伊(女真)によって捕えられた日本人を高麗が送還するという出来事である。高麗の東側沿岸地域を略奪しながら南下した刀伊の賊は、対馬・壹岐・大宰府を襲撃し、多くの人々を殺害・拉致した。⁽⁹⁾その後女真の帰途に待ち構えていた高麗水軍がこれを撃退し、日本人を手厚く保護して送還したのであった。高麗使鄭子良は対馬島宛の安東都護府牒をもたらし、友好的に接してきたが、日本では国力を量られるのを嫌い、また高麗兵船の構造に関する情報を得ることを通じて、強力な高麗国軍に対して脅威を感じていた。貴族の中には高麗をできるだけ早く日本から帰国させるべき

ではないかとの意見も出されており、両国の認識には大きな違いがみられた。⁽¹⁰⁾ またこの時、高麗康州人の未斤達が「逆風」により宋明州から日本に流されてきているが、疑い有りとして大宰府により禁固された事件も起きている。⁽¹¹⁾

一〇五一年（永承六・文宗五）には、高麗金州より牒状が到来した。内容については不明であるが、日本では牒状が商船に付してもたらされたことを無礼と非難した返牒を大宰府より送っている。⁽¹²⁾

一〇八〇年（承暦四・文宗三十四）には、第一代国王文宗（在位一〇四六―一〇八三）の病により、医師の派遣を大宰府に要請する高麗国礼賓省牒状がもたらされた。⁽¹³⁾ 日本朝廷では審議が重ねられたが、最終的には医師の派遣を拒否する返牒が送られた（本書第一部第一章を参照）。

十一世紀には右のような国家間交流が行われた一方、漂流民や逃亡犯罪人の送還・交易・亡命（来投）⁽¹⁵⁾ といった地域間・民間交流の様子が『高麗史』に散見されるようになる。日本史料においても十一世紀末から十二世紀初頭において、大宰府府官による「専使」の派遣や到着する宋商人を通じて高麗から統藏経をはじめとする經典の輸入が行われるなどの注目すべき出来事があった。しかし、一〇九三年（寛治七・宣宗十）に高麗の安西都護府管内の延平島巡検軍が、宋人と倭人を乗せた船を海賊であるとして拿捕し、嶺外に配すという事件が起きてからは、⁽¹⁶⁾ 『高麗史』における日麗関係史料は大きく減少することになる。この時期の日麗関係については、交流が全くなかったのか、あるいは「史料の残り方からくる見かけという部分があるようで、必ずしも実勢そのものとは言えない」と⁽¹⁷⁾ の指摘もある。このような中、一一五一年（仁平元・毅宗五）には肥前国宇野御厨荘の小値賀島地頭清原是包が高麗船を略奪する事件を起こし、⁽¹⁸⁾ 一一五九年（平治元・毅宗十三）や翌一一六〇年（永暦元・毅宗十四）にも「高麗商人」に関することや、対馬島民が高麗に拘束されたことなどが伝わる。⁽¹⁹⁾ その一方で、十二世紀末の一一八五年（文治元・明宗十五）には、治承・寿永の内乱により高麗国へ亡命した対馬島司藤原親光が高麗で厚遇を受けている様

子もみられる。⁽²⁰⁾

3 初発期倭寇・モンゴルの襲来と日本・高麗関係——十三世紀——

一二〇六年（元久三〈建永改元〉・熙宗二）には、高麗国金州防禦使牒状が対馬島に発給され、「進奉」と称して方物をもたらしした「貴国使介」の明頼やその前年に高麗へ赴いた恒平らが牒状の無礼により通交を拒否された出来事が起きていた。⁽²¹⁾ 一二二三年（貞応二・高宗十）からは倭寇（初発期倭寇）が高麗南沿岸地域に侵入する事件が頻発し、⁽²²⁾ 一二二七年（嘉祿三〈安貞改元〉・高宗十四）に倭寇禁圧を求める高麗国全羅州道按察使牒状が大宰府に到来し、倭寇禁圧に関する交渉が行われた。⁽²³⁾ この交渉により倭寇の活動は「稍息」⁽²⁴⁾ んだと言われるが、一二三二年（貞永元・高宗十九）には肥前国鏡社の住人が高麗へ渡って夜討を行い、多くの珍宝を盗み取ったことが知られ、⁽²⁵⁾ 高麗側でも一二五一年（建長三・高宗三十八）に倭寇に備えるため、金州に城を築いたことが知られる。⁽²⁶⁾ 一二四〇年（延応二〈仁治改元〉・高宗二十七）には、詳しい内容はうかがい知れないが、「進奉船」に関して高麗から牒状が到来している。⁽²⁷⁾ さらに一二五九年（正元元・元宗即位）・一二六三年（弘長三・元宗四）には相次いで倭寇（海賊）の禁圧を求めた使節が日本に到来し、特に一二六三年には日本からの毎年の進奉は一度で船は二艘を過ぎてはならないといった「定約」の内容が確認された。⁽²⁸⁾

ところで、初発期倭寇が発生していた時期の高麗は、北方のモンゴル（蒙古一二〇六〜一三六八。一二七一年以降は元）や東真国（東夏・大真とも。一二一五〜一二三三）にも悩まされていた。それまで高麗が臣属していた金国（一一一五〜一二三四）は、すでにモンゴルによって著しく衰退しており、高麗は一二二四年（元仁元・高宗十一）に金朝の冊封体制から離脱したが、一二三一年（寛喜三・高宗十八）以降、度重なるモンゴルの侵入を受けた。一二三

二年（寛喜四・高宗十九）には、崔忠猷の後を継いだ武人執政崔瑀（怡）の主導により江華島への遷都が行われ、モンゴルとの徹底抗戦が続けたが、高麗は全土にわたり多大な損害と犠牲を強いられた。こうした中でモンゴルとの講和論が台頭し、一二五八年（正嘉二・高宗四十五）に崔氏政権が打倒されると、高麗はモンゴルに臣事する道を選んだ。高麗はこの後、クビライ（世祖）によって日本招諭の嚮導役となり、一二六八年（文永五・元宗九）に高麗使潘阜らをモンゴル使節とともに大宰府に派遣し、モンゴルと高麗の国書をもたらしした。⁽²⁹⁾ この文書を受け取った朝廷では、返牒について議論するとともに（結局返牒は送らずに使者を帰国させる）、異国降伏・退散の祈禱を行わせた。一方の鎌倉幕府では、執権北条時宗を中心に、西国に警戒を強めることを命じた。一二六九年（文永六・元宗十）にはモンゴル・高麗国使が対馬に至り島民を略奪して帰国し、彼らを日本国使としてクビライと謁見させた。⁽³⁰⁾ 同年、対馬島民を送還する目的で高麗使金有成らが対馬から大宰府に至り、「蒙古国中書省牒状」と「高麗国慶尚晋安東道按察使牒状」をもたらしした。⁽³¹⁾ これに対し朝廷では返牒することを決めて草案が作られたが、幕府によって送られることはなかった。

この時期、高麗国内においては、一二七〇年（文永七・元宗十一）に最後の武臣執政である林惟茂が殺害されて武臣政権が崩壊すると、開京への遷都が決定された。ところが、武臣政権直属の軍組織であった三別抄はこれに依らず、自らを高麗の正統な政府であることを自任し、珍島からさらには済州島を拠点として、開京政府およびモンゴルと敵対した。三別抄はモンゴルの脅威が迫っていた日本に遣使して共闘を呼び掛ける牒状を発給した。これを受けた日本側は、文永五年の牒状と今回の牒状との趣旨の違いに頭を悩ませ、返牒を送ることはなかった。⁽³³⁾

一二七三年（文永十・元宗十四）に元と開京朝廷の連合軍により三別抄が鎮圧されると、翌一二七四年（文永十一・忠烈王即位）、モンゴル・漢（旧金朝統治下の華北の住民）混成軍二万五千人、高麗軍八千人、梢工・引海・水手

等六千七百人、戦艦九百余艘が日本を襲った（文永の役・甲戌の役）。これまで経験したことのない兵器や戦法により苦戦を強いられた鎌倉御家人であったが、元・高麗軍の軍議が一致せず、また矢が尽きたこと、あるいは大風の影響などにより元・高麗軍は撤退していった。

文永の役の際年、クビライは杜世忠・何文著らを日本に派遣した。彼らはクビライの使節としてはじめて鎌倉まで到るが、竜ノ口で処刑されてしまった。³⁴幕府が呼び寄せたのは交渉のためではなく、不退転の決意を示したものと考えられる。日本側は引き続き西日本の警備を続ける一方で、高麗征討の検討も行うが、実現はしなかった。一二七九年（弘安二・忠烈王五）にモンゴルが南宋を滅ぼすと、宋の降将夏貴・范文虎が派遣した周福らが来日して牒状をもたらした。しかしこれについても、幕府は書状が無礼であるとして返事を送らず、博多で使者を斬首した。³⁵このような状況においてモンゴルの再度の来襲は必至であった。一二八一年（弘安四・忠烈王七）、クビライは日本再征を敢行した（弘安の役・辛巳の役）。この時はモンゴルと高麗の他、旧南宋からの兵を合わせた十四万の軍勢が、四千艘の船で日本を襲った。石築地などを作り準備を進めていた日本軍は奮闘し、また暴風雨の影響にも左右され、モンゴル軍は壊滅的な打撃を受け、撤退を余儀なくされた。クビライはその後も日本への遠征をあきらめなかった。一二九二年（正応五・忠烈王十八）には、耽羅（済州島）で捕えた日本商人を護送する名目で日本に使者を送るよう高麗に命令し、金有成が二度目の来日を果たし、第二五代忠烈王（在位一二七四～一二九八・一二九八～一三〇八）の国書をもたらした。³⁶しかし、モンゴルでは、国内外の様々な問題が山積してそれらに対処することを余儀なくされ、一二九四年（永仁二・忠烈王二十）のクビライの死によって、ようやく日本遠征計画が中止となった。

十四世紀になり、大陸ではモンゴルの勢力が衰退して中国江南で起こった紅巾軍の反乱が拡大すると、第三一代恭愍王（在位一三五一～一三七四）は反元運動を展開して雙城総管府などを奪い返し、また高麗の官制を高麗の最盛期と目される文宗の旧制へと復した。以後も親元派と反元派との間で激しい対立があり、制度も二度三度と改編がなされるが、一三六八年（貞治七・恭愍王十七）に明（二三六八～一六四四）が建国されると、北元との両面外交が展開された。一方の日本では、鎌倉幕府はモンゴル軍を撃退したものの、恩賞の不払いなど財政的な逼迫が顕在化してきた。また両統迭立の状況において、大覚寺統から出た後醍醐天皇（在位一二二八～一三三九）は鎌倉幕府に不満を持ち、二度の失敗を経て一三三三年に幕府を滅ぼして建武の新政を実施した。しかし、武家政権樹立の声の高まりから、中先代の乱を契機として足利尊氏は後醍醐に反旗を翻し、持明院統の光明天皇を擁立して、一三三八年京都に幕府を創設した。そして京都から吉野に移った後醍醐天皇との間でいわゆる南北朝の内乱が勃発し、半世紀以上継続された。

この間の日本と高麗との関係については、先の一二九二年以降しばらくは交流を示す史料がみられないが、一三二三年（元亨三・忠肅王十）に、倭が会原からの漕船を群山島で掠め、また楸子島などで「老弱男女」を虜にするといった、朝鮮半島西側沿岸において略奪を行っている記事がみえる⁽³⁷⁾。そして、一三五〇年（観応元・忠定王二）以降、「倭寇之侵始⁽³⁸⁾此」として倭寇が猖獗を極めることとなる（前期倭寇）。倭寇の侵攻の件数は、高麗が減びるまでに約三百件を数え、一三七六～一三八五年の間がピークであった⁽³⁹⁾。前期倭寇は前述の十三世紀のものとは異なり、朝鮮半島南沿岸はもとより、首都開京のある京畿道西海岸や内陸の奥深くまで襲撃するなど高麗全土におよび、

襲撃の規模もこれまでのものとは比較にならないほど大きなものであった。また、襲撃の対象についても、前述した漕船をはじめとする租税や人畜などの略奪から、京畿道の寺院や陵墓を襲い、王家の肖像画を奪うといった高麗朝への抵抗という政治性がうかがわれるようなものまであった。⁽⁴⁰⁾そこで倭寇の構成員については、従来の日本人とするだけでなく、高麗人との連合や、高麗の賤民である「禾尺・才人」をはじめとする高麗人単独の襲撃などの可能性が提起されており、近年では日本人・高麗人という枠組みではなく、海域に生活する境界地域に生き、民族出自と言語・服装とが一致しない境界領域の人々を想定すべきであるという議論もなされている。⁽⁴¹⁾

こうした倭寇問題に直面した高麗では、日本に対してしばしば禁圧を求める使節を派遣している。まず、一三六七年（貞治六・恭愍王十六）に金龍・金逸（金凡貴）一行が「征東行中書省咨文」を持って到来した。⁽⁴²⁾これに対して朝廷では返牒を送らないことを決定するが、⁽⁴³⁾室町幕府將軍足利義詮は、「僧録」の肩書を与えられた天龍寺住持の春屋妙葩名義の返牒を作成し、僧侶梵盪・梵鏐を伴って帰国させた。⁽⁴⁴⁾『高麗史』には「蒙」征夷大將軍禁約、稍得「寧息」⁽⁴⁵⁾（卷一三三、辛禰三年（一三七七）六月条）とあり、高麗側ではこの返牒を征夷大將軍からのものであることを認識していた。なおこの交渉は、幕府が外交権を朝廷から接収する第一歩となったと理解されている。

その後、一三七五年（永和元・辛禰元）に羅興儒が咨文をもたらし幕府との間で交渉を行い、幕府は徳叟周佐の書状を発給して倭寇の禁圧を約束した。⁽⁴⁶⁾しかし、一三七七年（永和三・辛禰三）以降になると、高麗は幕府ではなく九州探題の今川了俊や大内義弘との間で倭寇禁圧交渉を行うようになる。一三七七年六月には安吉詳がやってきて、これに対して今川了俊は翌年僧の信弘を送って倭寇禁圧が容易ではない旨を伝えさせた。⁽⁴⁶⁾また、安吉詳が到来した三ヵ月後の九月には鄭夢周⁽⁴⁷⁾、一三七八年（永和四・辛禰四）には李子庸・韓国柱が来日して被虜人を送還するとともに、大内義弘が軍勢を高麗に送って倭寇を防ごうとするなどの行動を起こしている。⁽⁴⁸⁾一三七九年（康曆

元・辛禰五)には尹思忠も報聘のため来日している⁽⁴⁹⁾。

このような高麗側からの度重なる倭寇禁圧要請があった一方、対馬島の宗経茂(高麗側の記録では「対馬島万户崇宗慶」)が高麗に使者を派遣して土物を献上し、これに対して高麗側も「講究使李夏生」を遣わし、さらに米千石を下賜する出来事があった⁽⁵⁰⁾。次代における宗氏と朝鮮王朝との関係の嚆矢となるような動きが高麗末期にみられることは注目される⁽⁵¹⁾。

一方、高麗が軍勢を率いて倭寇の拠点である対馬を直接襲撃するような事件も起きている。一三八九年(康応元・恭讓王元)には、慶尚道元帥の朴蔵が、兵船百艘を率いて対馬島を撃ち、倭船三百艘と海岸の人家を焼き尽くし、被虜高麗人の男女一〇四人を探し出して帰国させている⁽⁵²⁾。このことを聞いた琉球国中山王の察度は、高麗に遣使して奉表・称臣し、土物の献上や被虜人の送還などを行っている⁽⁵³⁾。

高麗国内においては、李成桂が倭寇の頭目の一人である「阿只拔都」を討ち取るなどの戦功を挙げ(一三八〇)、頭角をあらわしてきた。一三八五年(至徳二・辛禰十一)に明からの冊封を受けた高麗であったが、一三八八年(嘉慶二・辛禰十四)に「鉄嶺衛」問題が起こった。明は「鉄嶺」以南を高麗領にすることを通告したが、高麗はこれを明による雙城総管府の接収と解釈し、反明の姿勢を打ち出し、親元派の崔瑩によって明の遼東攻撃が企図された。しかし遠征軍の指揮を任されていた李成桂は、鴨緑江の威化島で突如引き返して開京を制圧すると(威化島回軍)、クーデタを起こして辛禰王(在位一三七四〜一三八八)や崔瑩を追放して改革を進めた。そして一三九二年(明徳三・高麗恭讓王四・朝鮮太祖元)、高麗最後の国王である恭讓王(在位一三八九〜一三九二)から禪讓を受けるという形で王位に就いて朝鮮王朝を開き、高麗は滅亡したのであった。

第二節 日本・高麗関係史研究の動向と到達点

日麗関係史の研究は日本・韓国それぞれにおいて行われてきた。日本では、青山公亮氏⁽⁵⁴⁾・池内宏氏⁽⁵⁵⁾・中村栄孝氏⁽⁵⁶⁾・稲葉岩吉氏⁽⁵⁷⁾らが大正期より本格的に研究を進め、戦後は森克己氏⁽⁵⁸⁾が中国史料を博搜し、日・宋・麗三国間で展開された歴史的事実を明らかにし、前節で述べたような日本・高麗関係の基本的な枠組みが形成された。その中でも青山氏や森氏は日麗両国の絶縁主義的傾向や、日本の外交姿勢の閉鎖性・消極性を指摘し、その前後の時代と比較して国家間の政治的交流の低調さを強調した。十一世紀にみえる九州と高麗との関係について、青山氏は取るに足らない出来事と解し、森氏は日麗貿易を日宋貿易が活発となる前段階で行われていたに過ぎないという理解を示した。また、高麗の経済が未発達であったために日本との経済格差が広がり、高麗側が貿易を制限したという見方が主流となっていたことから⁽⁵⁹⁾、同時代の日宋関係史研究と比べても研究の蓄積は薄く、日宋に付随するかたちで高麗関係について論じられていった。したがって、日麗関係そのものの研究は等閑視されてきたのである。そのような中でも、個別具体的な研究としては、太祖朝の遣日使や刀伊の入寇⁽⁶¹⁾、文宗の請医一件⁽⁶²⁾、いわゆる進奉船および一二二〇年代に起きた倭寇問題⁽⁶³⁾に関しては検討が進められてきたが、基本的な枠組みは変わらず、研究の停滞を招いたのであった。

この背景としては、日麗関係史料の絶対的な不足が挙げられ、目立った国家間の事件もあまりないことから、注目されることがなかったことがあげられる。日麗関係史研究者の数も非常に少なく、またそのほとんどが日本対外関係史の専攻者によって進められてきたため、日本からみた対高麗関係研究の成果が大部分を占めた。さらに、高

麗時代が日本史の時代区分で言うところの古代史と中世史をまたぐ時期であるため、高麗時代全体を見通した関係史研究は困難であった。一方、日本における高麗史研究者の数は極めて少なく、まして対日関係史研究を行う研究者は皆無に等しい状況にあった。⁽⁶⁴⁾したがって対日交流が、高麗社会においてどのような影響を与えたのかという議論も長く行われてこなかったのである。

しかしながら、一九八〇年代以降、石上英一氏が日本の外交姿勢を「積極的孤立主義」と理解すべきと指摘したことや、⁽⁶⁵⁾延喜年間以降の日本朝廷が、積極的に貿易を管理・統制しようとして動いている状況を石井正敏氏が示したことにより、⁽⁶⁶⁾これまで通説と考えられてきた絶縁主義的・消極的・閉鎖的と規定されていた日麗関係の見方に修正が迫られるようになった。また、境界領域で活躍する人々の動きに注目し、彼らの動向が両国朝廷にいかなる影響を及ぼしたのかという点について探ることの重要性が村井章介氏や山内晋次氏らによって唱えられ、漂流民の送還記事など、これまでほとんど注目されることのなかった日麗関係史料の再検討が行われるようになった。このような視点はさらに進んで、近年では国家間関係の歴史を、海を介して双方向的に理解する「海域アジア史」としての研究も重視されるようになった。⁽⁶⁹⁾また、貿易面においては、高麗の金属工芸技術の高さや優れた高麗青瓷の生産などを通じて、むしろ日本の方が交易の政治的体制や交易品の技術生産の面で後進性を残していたとする見解も出され、⁽⁷⁰⁾日麗貿易の展開過程についても、あらためて考察しなければならない状況となった。

一方、これまで課題となっていた、高麗史からみた対日関係史研究の動向としては、奥村周司氏が高麗王を中心とする独自の秩序（八関会秩序）を設定し、それを満たすための朝貢分子として日本商人を位置づけていたとする重要な指摘がなされた。⁽⁷¹⁾この視点については、一義的に外国人当事者の個別の関係とみておくべきで、ただちに王朝対王朝、民族対民族に結びつけるのは拡大解釈とする批判もあるが、⁽⁷²⁾高麗が強い自尊心を持ち、それが朝鮮歴

代王朝のなかでも突出していたことを発見された意義は大きかった。⁽⁷³⁾この後韓国の盧明鎬氏は、高麗王は独自の天下をおさめる天子として君臨していたが、それは必ずしも中国の天子がおさめる天下を否定するものではなく、複数の天と天下が並存する「多元的天下観」を提唱したのであった。⁽⁷⁴⁾

近年の日本・高麗関係史研究において注目されるのは李領氏である。李領氏は従来の理解に対して批判的検討を加え、いわゆる「進奉船」を通じた日麗両国の交通を、平氏政権によって樹立した公的な関係であったと述べた。そして、それがモンゴルの襲来を経て高麗後期の倭寇問題とどのように連関していたのかという、これまで十分に議論されてこなかった点に注目し、日麗関係史の体系化を試みた。⁽⁷⁵⁾このいわゆる「進奉船」については、その開始から終焉、展開過程等について論争となっており、一致した解釈をみない。本書第2部においても重要なテーマとなるため、先行研究について簡単にまとめておきたい。

まず「進奉船」の開始については、これを十一世紀後半の文宗朝から日本人が高麗に渡航し方物を献上する時期に求める説⁽⁷⁶⁾、一一六九年説⁽⁷⁷⁾、十三世紀前後説⁽⁷⁸⁾などがある。⁽⁷⁹⁾

次に進奉船の性格については、これを日本人による高麗への朝貢⁽⁸⁰⁾とみる説や、それとは異なる「私献貿易」とみる説⁽⁸¹⁾、大宰府との間で行われたものとみる説⁽⁸²⁾、平清盛の意向を受けた大宰大貳平頼盛、あるいは大宰少貳宇佐公通が高麗と締結したものとみる説⁽⁸³⁾、鎌倉幕府との間で結ばれたものとみる説⁽⁸⁴⁾、対馬との間で行われたものとみる説⁽⁸⁵⁾、当初は対馬との間で行われていたものが、倭寇禁圧要請を受けて大宰府との間で行われたとみる説⁽⁸⁶⁾などがある。

そしてその終焉については、十三世紀にモンゴルによる圧力や倭寇の侵入を受けた高麗側の事情により廃止されたとする説⁽⁸⁷⁾、モンゴルから日本の入朝を促す詔書が高麗に送られた一二六六年十一月とする説⁽⁸⁸⁾、高麗の金州に設置されていた対日本迎接用の客館が破壊された一二七二年説⁽⁸⁹⁾などがある。展開過程について、十一世紀からいわゆる

「進奉船」が始められたとみる論者は、十二世紀に日本人の渡航記録が見えなくなる理由を、高麗側が日本を拒絶したとするが、その理由として、高麗の経済・商業の未発達が原因であるとする説⁽⁹⁰⁾、日本側諸勢力の競争および倭寇により制限を設けたとする説⁽⁹¹⁾などがある。

以上、「進奉船」に関しては百家争鳴の様相を帯びている。前述の李領氏は、それ以前の研究を批判的に検討し、「進奉船」について非常に具体的な年次比定および展開過程を提示した。またその他にも、例えば宣宗十年に延平島巡検軍によって宋人と倭人が拿捕された事件を、遼に向かって渡航した船舶であったと位置づけたり、庚寅年以來の倭寇の襲撃地を検討することにより、同一の集団が各地を転々と移動しながら略奪を繰り返した状況を描き出したりするなど、これまでにない重要な指摘をした。

しかしその一方で、史料の読解や論理展開などの点で疑問が提示されており、特に「進奉船」に関する李領氏の説明については、その後の研究をみても日本はもとより、韓国においても必ずしも広く支持されているわけではないようである。しかし李領氏の著書が刊行されたことにより、日韓両国で日麗関係史を再検討しようという雰囲気で作られたことは間違いなく、この点において大きな意義があったとみるべきであろう。

一方の韓国では、一九五九年に金庠基氏が「海商の活動と文物の交流」(一九八五a)を発表して以来、李鉉涼氏・羅鐘宇氏により麗日関係テーマとした論文が発表された⁽⁹²⁾。そこでは、倭寇問題やこれまで日本側において高麗を日本の下位に位置づけるような構図で研究を進めていたことの反発からか、日本の凶暴性や未開性を主張し、これに対して高麗の優秀性を強調する「結論ありき」の議論に終始していた感がある⁽⁹⁴⁾。また、日本中心の対高麗関係史研究が多く、そのため高麗が不利になるような史料操作や歪曲があるのではないかという史料読解の緻密性に対しても疑問を投げかけるなど、研究姿勢そのものに対する批判が提示されてきた。一九九〇年頃からは、石上英

一氏の視点を取り入れた研究があらわれ、二〇〇〇年以降は、李領氏をはじめ、南基鶴氏・李炳魯氏・金普漢氏・高銀美氏など、日本で留学をしていた韓国人研究者が帰国し、韓国では閲覧が難しい日本史料を用いた個別具体的な研究が進められている。⁽⁹⁶⁾

さらにこの時期以降には、日麗関係史を遂行する上で非常に有益な年表や史料集の類が日韓両国で続々と刊行され、⁽⁹⁷⁾ 両国で利用される史料の解題集が、日本語・韓国語それぞれに翻訳されて発表された。⁽⁹⁸⁾ また、インターネットの普及をはじめとする通信・情報網が発展・整備されたことに伴い、日韓両国の文献や史料の検索・閲覧が容易となり、研究環境の飛躍的上昇がみられた。こうした状況に後押しされ、日韓ともに数多くの研究成果が残されるようになった。二〇〇〇年以降の石井正敏氏の一連の研究は、活字化された史料集の見直しからはじめ、基本史料の蒐集および徹底的な読解によって得られた成果であった。⁽⁹⁹⁾ また、原美和子氏は、日麗貿易に関与する宋商人の動向を、宋の国内外の事情を丹念に追跡した上で論じられており、日麗関係を中国との動向を含めた東アジアの視点から考察する重要な研究と位置づけられる。⁽¹⁰⁰⁾ 韓国では朝鮮前近代史全般にわたって「海」が果たした役割を強く意識し、「海」とのかかわりにおいて朝鮮前近代史を捉えなおそうとする分野を「海洋史」と称しており、特に朝鮮半島に興亡した諸国家が積極的に「海」との関係を保っていたとされる古代・中世に研究の主眼が置かれている。逆に前述した日本で注目されている「海域史」的な視角、すなわち、国家对国家の枠組みでは十分に捉えられなかった海域によって媒介される陸域間相互の交流の実態を明らかにしようとする研究は、ほとんど顧みられていないという。それどころか、「地域」を重視する近年の日本史研究者が描く中世から近代にかけての日本史の展開過程を、かつては複数の地域に分かれていた日本列島がしだいに統合されて近代の国家権力が形成されていくという構図として理解し、そこに「膨張主義的な論理」が内在されているという拒否感さえ存在するという。⁽¹⁰¹⁾ だが、ごく最近、

近代国民国家の相対化を目指す「海域史」研究と軌を一にする「グローバル・ヒストリー」とも関連する日本の著書が韓国でも翻訳されているなど、日韓双方の研究交流がより活発に行われつつある。⁽¹⁰⁾

第三節 これまでの研究の問題点と本書の分析視角

1 日本・高麗関係史研究の問題点

前節で述べたように、新たな日麗関係史像の構築に向けた動きはあらわれているものの、克服すべき課題も少なからずある。近年日韓双方において当該期の問題点について指摘されている内容⁽¹¹⁾を踏まえた上で、筆者は次のような課題を指摘する。

①日本高麗関係史の研究成果の大半は「日本からみた対高麗関係史」、すなわち日本史研究者による研究成果が大半であり、高麗の国内外の状況を勘案した上で対日交流の目的や意義を説明するといった「高麗からみた対日本関係史」に関する研究が未だに行われていない。そのためには、高麗と中国諸王朝（宋・遼（契丹）・金（女真）・モンゴル）の関係についても見渡したうえで、高麗の外交チャンネルの一つとしての日本という視点を持つことが重要である。⁽¹²⁾

②当該期の史料の絶対的不足はすでに指摘されている通りだが、その中でも特に十二世紀に関しては、個別具体的研究すら皆無に等しい。それゆえ日麗関係を一連の流れの中で捉えようとする研究が困難な状況にある。しかしその零細な史料を網羅的かつ丹念に読解してきたかといえ、まだ研究の余地は残されているように思われる。

③従来、国家間の政治的關係がなかったことをもって研究がなされてこなかったが、近年注目されている「海域アジア史」の視点から、特に境界領域の人々の交流と、それが国家間の問題にまで波及した背景を追究することは、結果的に両国関係史の深化に結びつく可能性がある。

④日本史研究者の高麗史そのものの理解および韓国研究に対する目配せ、逆に韓国人研究者の日本史そのものの理解および日本の研究に対する目配せが必ずしも十分ではない。また特に日本史の時期区分において高麗時代史は古代と中世をまたぐことになるため、研究が細分化された今日においては、研究者および研究に少なからず断絶があり、日本・高麗関係史研究を難化させている。

日本人研究者の場合、韓国側の成果を利用していない研究が少なからずみられる。その理由としては、言語の違いや論点が合致しないなどの点が挙げられると思われるが、日韓において各々の問題点や関心などを共有し、より活発な議論を展開するためには積極的に利用し、批判的な検討を加えていく必要があるのではないだろうか。

一方の韓国人研究者の場合、日本への留学を経て、日本の最新の研究について目配せしている論著が増えてきているが、逆に韓国の先行研究を踏まえていない文献が目につく。例えば二〇〇七年～二〇一〇年まで行われた「第二回日韓歴史共同研究委員会」の調査・研究報告書に掲載された、「高麗前期韓日関係史現況」を著した李在範氏は、一九九八年に刊行された『歴史学報』一五九号にある一九九六～一九九七年の「回顧と展望」の研究成果から研究史の整理をはじめ、「それ以前の高麗前期の対日関係史の研究は、すでに一定の成果が出され、その結果が『韓国史』ないしはその他の書籍で通説化されているとみなす」と指摘するにとどまっている⁽¹⁰⁶⁾。しかしながら、九〇年代後半以前においても参照すべき研究があることは前節で紹介した通りである。筆者はさらなる韓国側の麗日関係史研究論文を搜索したが、先行研究を挙げない論文が少なくなかった⁽¹⁰⁷⁾。研究の到達点を把握しないことは、事

実の誤解・誤認を招く論文の増加につながるであろう。例えば太祖朝の遣日使の派遣回数について、日本側では現在三回とみられているが、韓国においては金成俊氏が三度行われたことを指摘している⁽¹⁰⁾にもかかわらず、全基雄氏は三度説を批判することなく、二度の派遣があったことを指摘し⁽¹¹⁾、最初の遣使（太祖二十年）が帰国するのに一年八カ月を要していることについて考察をしている⁽¹²⁾。このような初歩的な事実確認が不十分なまま発表されている論文が少なからずあることは問題であろう。

2 本書の分析視角

さて、筆者は卒業論文で日本・高麗関係史をテーマに取り上げた二〇〇二年以来、この問題について考察を進めてきた。この間、上記の問題点に留意しながら、次のような分析視角や方法論を用いて研究を行ってきた。

まず、日本・高麗関係史を高麗側の視点、すなわち高麗の国内事情や対外関係全体を理解した上で、日麗関係史の理解に努めようとする立場で考察を試みた。このような分析視角は、前述の問題点①を乗り越えることにつながる。具体的な研究方法として、日本側に残されている史料のうち、特に高麗が日本に向けて発給した外交文書（牒状）の分析を行い、牒状を発給した高麗国内外の事情について理解を深めた。外交文書の研究は近年大きく進展しており、日本においては日本史・中国史（唐・元）・朝鮮史（高麗・朝鮮）それぞれにおいて深化をみせている⁽¹³⁾。韓国においても高麗時代の文書について研究が活況である⁽¹⁴⁾。日麗間の外交文書としての牒状は、全て活字化されているが、文意不通の箇所も少なからずみられる。そこで本書では牒状をはじめ、行論において核となる史料については可能な限り原本・原石・写本を蒐集して本文校訂を行い、その上で丹念な読解を加えてきた。このような研究方法は、問題点②を乗り越えることにつながるであろう。

次に、元来日本史学専攻の筆者が、高麗側の立場で日麗関係史を研究する際に大きな障壁となるのが問題点④であった。筆者のみならず、これまで主に日麗関係史を主導してきた日本対外関係史の研究者は、高麗時代の史料が漢文であることや、日本語の概説書も刊行されていることから、日本国内の研究成果のみに頼る傾向があった。しかし、高麗時代史そのものより深い理解や研究史、あるいは『高麗史』や『高麗史節要』といった基本史料以外の文集や高麗墓誌をはじめとする金石史料の状況を把握するためには、従来の傾向を打破し、韓国における研究成果を学ぶ必要がある。そこで筆者は、二〇〇六年に韓国高麗大学校への交換留学を実施するなどして、韓国における高麗時代史の現状の把握、そして各地の踏査などを通じて、高麗史そのものの理解を深めていった。この経験により、日本帰国後も継続的に韓国の研究状況を把握し、日本・韓国双方の研究成果を利用した日本・高麗関係史の研究を進めてきた。

また、次章以下で詳しく述べるように、本論文では国家間交流だけでなく、いわゆる「進奉船」や初発期倭寇の問題を取り上げ、対馬島民をはじめとする九州北部地域と高麗との関わりについて多くの分量を費やしている。このような境界領域の人々が国家にいかなる影響を与えたのかといった視点は海域史研究とも重なり、問題点③を乗り越える研究方法であると考ええる。

以上述べた本書の分析視角および研究方法は、現在の日本・高麗関係史研究が抱える問題点の多くを乗り越える可能性を有している。また、本書は日本・高麗関係史を研究対象とするものであるが、その成果は、日本対外関係史・高麗対外関係史の双方に影響を与え、さらには高麗官職史・交通史・古文書学といった、高麗時代史の関連する諸分野にも寄与する成果を挙げている。加えて、日本史の時期区分における古代史・中世史の枠を越えた研究の可能性を有する点などにおいて、大変重要かつ意義のある研究であると考ええる。

第四節 本書の構成

本書は序章・終章のほか、二部八篇の論文および二本のコラムで構成されている。

第一部「高麗の外交文書および制度と対外関係」では、十一〜十三世紀の日本・高麗関係史を検討するために必要な基本史料の再検討を行い、その過程でこれまで研究が立ち遅れていた高麗の外交文書様式や官職史、さらには対日本外交案件に関する文書行政システムについて考察する。また、高麗の対外関係に関する新たな知見も盛り込んでいる。

第一章「大日本国大宰府宛高麗国礼賓省牒状」にみえる高麗の対日本認識」では、一〇七九年に高麗国王の文宗が病により日本に医師の派遣を要請した一件について検討する。本件は比較的研究の蓄積のあるテーマだが、高麗が発給した外交文書の署名部分に関する言及は皆無であった。そこで国文学研究資料館所蔵の写本から本文を確定した上で検討を行い、高麗と日本の位相について明らかにするとともに、高麗が医師を日本に派遣した理由を、高麗をとりまく国際情勢から考察を試みた。

第二章「日本国対馬島宛高麗国金州防禦使牒状」の古文書学的検討と「廉察使」では、一二〇六年に対馬島に発給された高麗牒状を、宮内庁書陵部や国立公文書館をはじめとする機関に所蔵する写本を蒐集して校訂を行った。その上で対日外交に重要な役割を果たしながら『高麗史』百官志に記載がない「廉察使」の実態に迫り、これが「按察使」であることを解明した。

第三章「李文鐸墓誌」を通じてみた十二世紀半ばの高麗・金関係」では、韓国の国立中央博物館に所蔵されて

いる「李文鐸墓誌」の原石調査を通じて得られた翻刻文を基に、十二世紀半ばの高麗と金の関係を基軸とした北東アジアの状況を明らかにした。

第四章「高麗における対日本外交管理制度」では、高麗から発給された複数の日本宛て外交文書や関連史料を利用して、対日外交案件が高麗国内のどの機関にどのような文書で伝達され、決定事項がどのように日本に伝わったのかという問題について論じた。

第2部「日本・高麗間の「進奉船」」では、第1部を受けて、日本・高麗関係史の中でも特に研究が停滞している十二世紀を含めた十一世紀後半から十三世紀前半における日本と高麗との関係史を取り上げた。当該期は史料的な制約が特に大きいだけでなく、日本史においては古代と中世をまたぐ時期にあたり、研究の断絶がみられる。また、モンゴル襲来以前の日本高麗関係史において重要なテーマでありながら、研究の深化がみられなかったいわゆる「進奉船」の歴史像を説明することを主要な目的とした。

第一章「十二世紀前後における対馬島と日本・高麗関係」では、日本・高麗双方の対外関係史料であることは認知されているながら、これまで十分な検討がなされてこなかった『大槐秘抄』と「李文鐸墓誌」が関連するものであることを明らかにし、一一六〇年に対馬島民が高麗に拘束された事件の真相に迫った。また古代日本の対外管理制度であるいわゆる「渡海制」が、十二世紀には日本からの高麗渡航が対馬島民に一元化されることを受けて、彼らの渡航を制限するものへと変質していった可能性を指摘した。

第二章「十三世紀前後における対馬島と日本・高麗関係」では、中世すなわち武家政権の成立に伴って、対馬島の島政運営に変化が生じたことを明らかにし、その変化が十一世紀末以降行われていた対馬島民による高麗への

「進奉」にも影響を与えたことについて考察した。

第三章「嘉祿三年来日の高麗使について―「嘉祿三年高麗国牒状写断簡及接文」の検討―」では一二二七年に初発期倭寇の禁圧を求めて大宰府に到来した高麗使の来日状況を伝える新史料の紹介・検討を行った。

第四章「嘉祿・安貞期（高麗高宗代）の日本・高麗交渉と「進奉定約」」では、この時の日本高麗外交の交渉過程を検討し、新たな「進奉定約」が高麗と大宰府との間で成立したことを明らかにした。第三章で扱う新史料の発見により、第四章の内容がより充実したことは特筆したい。

終章「モンゴル襲来以前の日本・高麗関係史の意義」については、いわゆる「進奉船」の変遷および本書で明らかにした内容をまとめ、本書の意義や課題を示す。

コラムでは、「国書」や「外交」についての考え方、および比較武人政権論研究に関する現在の到達点を示す。

むすび

以上、日本・高麗関係史の概要を示した上で、日韓両国における研究史や現段階における問題点を述べ、それを克服するために設定した本書の研究視角や構成について述べてきた。本書は「日本高麗関係史」と題してはいるが、扱う時期はモンゴル襲来以前までであり、また考察の対象とした問題はごくわずかな部分に限られている。また、近年研究の進展の著しい考古学の成果を扱うことはほとんどできなかった。本書は現段階における成果をまとめたものであり、本書を基礎としてさらに高麗史そのものの理解を深めつつ、宋や遼・金・元・明といった中国諸王朝を含めた東アジアの視点から、日本と高麗との関係の意義について明らかにする研究を続けていきたいと考えてい

る。

注

- (1) 石井正敏「一九八七・二〇一七g・二〇一八c」、佐伯弘次「二〇〇三・二〇〇九・二〇一六」、関周一「二〇一〇・二〇一七」、武田幸男「二〇〇〇・二〇〇五a・b」、対外関係史総合年表編修委員会「一九九九」、李領「一九九九日文」、浜中昇「二〇〇二」、森平雅彦「二〇〇八b・二〇一〇・二〇一七a・b」、矢木毅「二〇〇八a」、山崎雅稔「二〇一七日文」、近藤剛「二〇一八」など。
- (2) 『日本紀略』承平七年八月五日条。
- (3) 『真信公記抄』天慶二年(九三九)二月十五日条・天慶三年(九四〇)六月二十一・二十三・二十四日条。『日本紀略』天慶二年三月十一日条。
- (4) 『日本紀略』天禄三年(九七二)九月二十三日条。『親信卿記』天禄三年十月七日・十五日条。『百練抄』天禄三年十月二十日条。
- (5) 『日本紀略』天延二年(九七四)閏十月三十日条。『親信卿記』同日条。
- (6) 『小記目録』永観二年(九八四)四月三日・二十一日条。『小右記』長徳二年(九九六)五月十九日条。
- (7) 『小右記』長徳三年(九九七)六月十二日・十三日条。『百練抄』同年六月十三日条。『水左記』承暦四年(一〇八〇)九月四日条。『異国牒状記』。
- (8) 『権記』長徳三年(九九七)十月一日条。『小右記』同日条。
- (9) 『朝野群載』卷二〇、異国。
- (10) 『小右記』寛仁三年(一〇一九)四月二十四日・二十五日・九月十九日・二十二日・二十四日・十二月三十日条。『左経記』寛仁三年九月二十二日・寛仁四年(一〇二〇)四月十一日・八月二十五日条。『日本紀略』寛仁三年九月二十二日・寛仁四年二月十六日・四月十一日条。『百練抄』寛仁四年四月十一日条。『異国牒状記』。
- (11) 『小右記』寛仁三年(一〇一九)六月二十一日条。

- (12) 『百練抄』永承六年(一一〇五)七月十日条。『水左記』承暦四年(一一〇八)九月四日条。『異国牒状記』。
- (13) 『朝野群載』卷二〇、異国。
- (14) 『高麗史』卷六、靖宗世家二年(一一〇三六)七月条・卷七、文宗世家五年(一一〇五一)秋七月己未条など。
- (15) 『高麗史』卷三、穆宗世家二年(九九九)十月条。『百練抄』長保四年(一一〇〇二)六月二十七日条など。
- (16) 『高麗史』卷一〇、宣宗世家十年(一一〇九三)七月癸未条。
- (17) 森平雅彦「二〇〇八a・一〇三頁」。
- (18) 『青方文書』安貞二年(一一二二八)三月十三日関東下知状。
- (19) 『百練抄』平治元年(一一五九)八月二日・永暦元年(一一六〇)四月二十八日・十二月十七日条。『山槐記』永暦元年十二月十七日条。
- (20) 『吾妻鏡』文治元年(一一八五)五月二十三日・文治二年(一一八六)二月二十四日条。『玉葉』文治元年六月十四日条。
- (21) 『平戸記』延応二年(一一四〇)四月十七日条。
- (22) 『高麗史』卷二二、高宗世家十年(一一二二三)五月甲子条。『明月記』嘉禄二年(一一二二六)十月十六日・十七日条。『民経記』嘉禄二年十二月二十七日条など。
- (23) 『吾妻鏡』安貞元年(一一二二七)五月十四日条。『異国牒状記』。
- (24) 『高麗史』卷二二、高宗世家十四年(一一二二七)是歳条。
- (25) 『吾妻鏡』貞永元年(一一二二二)閏九月十七日条。
- (26) 『高麗史』卷八二、兵志二、城堡、高宗三十八年(一一二五一)条。
- (27) 『百練抄』延応二年四月三日条。『平戸記』延応二年四月十二日・十三日・十四日・十七日条。
- (28) 『高麗史』卷二五、元宗世家即位年(一一二五九)秋七月庚午・元宗四年(一一二六三)四月条。
- (29) 『高麗史』卷二六、元宗世家九年(一一二六八)七月丁卯条。「蒙古国牒状」・「高麗国書」(ともに「東大寺尊勝院文書」)。「本朝通鑑」。

- (30) 『高麗史』卷二六、元宗世家十年(一二六九)三月辛酉条・七月甲子条。
『異国出契』。
- (31) 『本朝文集』卷六七。
- (32) 「高麗牒狀不審条々」(東京大学史料編纂所蔵)、石井正敏「二〇一七j・k」。『吉統記』文永八年(一二七
一)九月二日〜七日条。
- (33) 『閔東評定衆伝』建治元年(一二七五)九月七日条。『帝王編年記』建治元年(一二七五)九月六日条など。
- (34) 『閔東評定衆伝』弘安二年(一二七九)六月二十五日条。
- (35) 『高麗国王書写』(『金沢文庫文書』)。「高麗史」卷三〇、忠烈王世家十八年(一二九二)冬十月庚寅条など。
- (36) 『高麗史』卷三五、忠肅王世家十年(一二三三)六月丁亥条。
- (37) 『高麗史』卷三七、忠定王世家二年(一二五〇)二月条。
- (38) 田中健夫「一九八二」。
- (39) 『高麗史』卷四一、恭愍王世家十四年(一三六五)三月条。
- (40) 近年の倭寇の構成員をめぐる議論については、村井章介「二〇一三c」をはじめ、佐伯弘次「二〇〇九・二六七
〜二六九頁」、関周一「二〇一〇・九三〜九六頁」に整理されている。
- (41) 『報恩院文書』。「高麗史」卷四一、恭愍王世家十五年(一三六六)十一月壬辰条。
- (42) 『師守記』貞治六年(一三六七)五月二十三日・二十八日条など。
- (43) 『高麗史』卷四一、恭愍王世家十七年(一三六八)正月戊子条など。
- (44) 『高麗史』卷一一四、羅興儒伝。卷一三三、辛禱伝元年(一二七五)二月条・同二年(一二七六)十月条。
- (45) 『高麗史』卷一三三、辛禱伝三年(一二七七)六月・八月条。
- (46) 『高麗史』卷一一七、鄭夢周伝・卷一三三、辛禱伝四年(一二七八)七月条。
- (47) 『高麗史』卷一一四、河乙沚伝・卷一三三、辛禱伝四年(一二七八)十月条・同五年(一二七九)五月・七月条。
- (48) 『高麗史』卷一三四、辛禱伝五年(一二七九)五月条。

- (50) 『高麗史』卷四一、恭愍王世家十七年（一三六八）秋七月己卯・閏七月・十一月丙午条。
- (51) 佐伯弘次「二〇〇九・二七四頁」。
- (52) 『高麗史』卷一二六、朴歲伝。卷一三七、辛禡伝附辛昌伝元年（一三八九）二月条。『高麗史節要』卷三四、恭讓王元年（一三八九）二月条。
- (53) 『高麗史』卷四五、恭讓王世家二年（一三九〇）八月丁亥・卷一三七、辛禡伝附辛昌伝元年（一三八九）八月条。
- (54) 戦前からの研究が青山公亮「一九五五」にまとめられている。
- (55) 池内宏「一九七九b」。
- (56) 中村栄孝「一九六五b」。
- (57) 稲葉岩吉「一九三四」。
- (58) 森克己「二〇〇八・二〇〇九A・B」。
- (59) 田村洋幸「一九六七」、川添昭二「一九七五」。
- (60) 中村栄孝「一九六五b」、山崎雅稔「二〇〇四 ハンゲル・二〇一七」、石井正敏「二〇一七c」、河内春人「二〇一四」。
- (61) 白鳥庫吉「一九七〇b」、池内宏「一九三四・一九七九a」、土田直鎮「一九六五」、石井正敏「一九八七」、森克己「二〇〇九j」、森公章「二〇〇八」、村井章介「二〇一三a」。
- (62) 本書第一部第一章を参照。
- (63) 本書第二部第四章を参照。
- (64) 近年では森平雅彦氏が概説や研究史の整理をしている「二〇〇八a・二〇一〇」。
- (65) 石上英一「一九八二」。
- (66) 石井正敏「二〇一七e」。
- (67) 村井章介「一九九七」など。
- (68) 山内晋次「二〇〇三a」。

- (69) 海城アジア史の定義等については、桃木至朗「二〇〇八」などを参照。
- (70) 三浦圭一「一九九三」。
- (71) 奥村周司「一九七九・一九八五」。
- (72) 北村秀人「一九八六」、森平雅彦「二〇〇七：一五七頁」。
- (73) 森平雅彦「二〇〇七：一五五頁」。
- (74) 盧明鎬「一九九七・一九九九」。
- (75) 李領「一九九九 日文」。
- (76) 青山公亮「一九五五c」、森克己「二〇〇八・二〇〇九j・二〇〇九l」、田中健夫「一九六一・一九七五」、川添昭二「一九八八」、大山喬平「一九八四」、羅鐘宇「一九九六a・二〇〇六・二〇一八」、南基鶴「二〇〇二ハングル」、溝川晃司「二〇〇三」、李炳魯「二〇〇四」、李宗峯「二〇〇四」。山内晋次「二〇〇三a」は、進奉の制度と十一世紀以来の対馬島・高麗間の貿易とを積極的に結びつけて考えている。李景煥「二〇〇二」は、十一世紀の日本人による方物献上行為のうち、地方官が派遣した「使」によるそれは公的な朝貢貿易であったと述べる。
- (77) 李領「一九九九b 日文」。
- (78) 中村栄孝「一九六五a」、李鉉淙「一九七七」。
- (79) 森平雅彦「二〇一〇」は、本来「進奉」とは_下から_上に対する進献を意味する一般的な用語であり、当時は中国でも通用していたと述べ、『進奉』という語が十二世紀以前の朝貢形式をとる日麗貿易でも広く用いられた一般的な術語であり、主体の範囲や形式内容が時期ごとに変遷していった可能性を想定している。
- (80) 青山公亮「一九五五c・d」、南基鶴「二〇〇二ハングル」、佐伯弘次「二〇〇三」、李宗峯「二〇〇四」。山内晋次「二〇〇三a」は、単なる貿易行為以上の、朝貢に擬された政治的意味合いをも含んだ対馬島と高麗政府の独自の関係として理解する。張東翼「二〇〇四ハングル」は十一世紀中葉から十二世紀中葉までは日本商人たちが、十二世紀後半から十三世紀後半までの間は大宰府或いはこの管轄下にあった対馬島との間で行われていた朝貢であったと述べる。

(81) 森克己「二〇〇八・二〇〇九j・二〇〇九一」、李炳魯「二〇〇四」。金成俊「一九八九」は十一世紀以来の「私献貿易」に使用した船舶を進奉と呼ぶようになった時期についてはわからないとする。溝川晃司「二〇〇三」は、日本人一般によって行われていた進奉貿易が、鎌倉初期になると対馬と玄界灘地域の人々が競合したことで一度廃絶した。その後武藤資頼の外交交渉によって復活したと述べる。

(82) 中村栄孝「一九六五a・一七〇二頁」、田村洋幸「一九六七」、川添昭二「一九七五・一九九六」。

(83) 李領「一九九九b 日文」。

(84) 金成俊「一九八九」は、一つの可能性として、鎌倉幕府が成立して武家執権時代になった時に進奉船と呼ばれるようになったとし、鎌倉幕府の上位に高麗が立って締結したものであるとする。

(85) 中村栄孝「一九六九・一〇頁」、田村洋幸「一九九三」、李景煥「二〇〇二」、石井正敏「二〇〇九」。森克己「二〇〇九n」は、十二世紀になると日本人一般から対馬島民によって進奉（私献貿易）が行われたと指摘する。佐伯弘次氏「二〇〇三」は、対馬・杵岐・肥前など北九州の官人から対馬島が担い手になったとする。

(86) 佐伯弘次「一九九〇」、榎本渉「二〇〇七」。

(87) 田中健夫「一九六一・一九七五」。

(88) 李領「一九九九b 日文」。

(89) 溝川晃司「二〇〇三」。

(90) 田村洋幸「一九六七」、川添昭二「一九七五」。羅鐘宇「二〇〇六」は、この意見を批判しており、「二〇一八」では日本側が高麗を恐れ、不審感を持っていたと述べている。

(91) 李鉉淙「一九七七」。

(92) 浜中昇「二〇〇〇」、橋本雄「二〇〇二」、山内晋次「二〇〇三a」。

(93) 金庠基「一九八五a」、李鉉淙「一九七七」、羅鐘宇「一九九六a・二〇〇三a・b・二〇〇六・二〇一八」。

(94) 例えば羅鐘宇「一九九六a」など。

(95) 金成俊「一九八九」、全基雄「一九九七」など。

- (96) 南基鶴「二〇〇二ハンゲル」、李炳魯「一九九九・二〇〇〇」、李景煥「二〇〇二」、金普漢「二〇一〇」、高銀美「二〇一三ハンゲル・二〇一四ハンゲル」。
- (97) 対外関係史総合年表編集委員会編「一九九九」、張東翼「二〇〇四ハンゲル・二〇〇九ハンゲル」、金琪燮他「二〇〇五」、武田幸男編「二〇〇五 a・b」。
- (98) 佐伯弘次・須川英徳・桑野栄治編「二〇一〇」、孫承喆・金剛一・李相薫編「二〇一〇」。
- (99) 石井正敏「二〇一七 B」所収の諸論文および「二〇一八 c」。
- (100) 原美和子「二〇〇六」。
- (101) 六反田豊「二〇一三」。
- (102) 鄭淳一ほか「二〇一八」は羽田正編「二〇一三」を韓国語に翻訳したものであり、今後韓国においても「海城史」研究の進展が予想される。
- (103) 森平雅彦「二〇一〇」、李在範「二〇〇九・二〇一〇」、村井章介「二〇一八」。
- (104) この点に関連して、近年李鎮漢氏は、貿易関係を中心に高麗と関係を持った諸外国との交流の歴史を韓国だけでなく日本の最新の研究成果を利用しながら論じており、注目される(李鎮漢「二〇一一・二〇一四」)。東北亜歴史財団韓国史編纂委員会編「二〇一八」の主編者も李鎮漢氏である。
- (105) 高銀美「二〇一三ハンゲル・二〇一四ハンゲル」、金賢祐「二〇一五・二〇一七」など。
- (106) 李在範「二〇一〇…二二四頁」。
- (107) 東北亜歴史財団韓国史編纂委員会編「二〇一八」に収められている宋や契丹・金・モンゴルと高麗との関係史研究には、それぞれの著者が最近の研究動向も押さえているが、日本と高麗との関係史について執筆した羅鐘宇氏「二〇一八」は、研究成果の未参照が甚だしいと言わざるを得ない。
- (108) 金成俊「一九八九」。
- (109) 全基雄「一九九七」。
- (110) 羅鐘宇「二〇一八…三四一〜三四三頁」においても先行研究を参照することなく、太祖朝の遣日使について考察

している。

(111) 外交文書の近年の研究動向については廣瀬憲雄「二〇一一・二〇一七・二〇一八」を参照されたい。また朝鮮時代の文書については川西裕也「二〇一四」を参照。

(112) 盧明鎬他「二〇〇〇a・b」、朴宰佑「二〇〇五」、姜恩景「二〇〇七」、朴竣鎬「二〇一六 ハングル」など。

索引

- ・本索引は、事項・人名・地名索引からなる。
- ・索引語は、五十音順に配列した。

事項

【あ】

悪徒 310, 311, 318, 342, 344-347,
349, 350, 352, 359-361, 369, 388
悪党 343, 364, 369
悪党鎮圧令 369
預所 378
阿比留氏 282, 283, 288, 289, 294,
343, 360, 388
按察使 20, 76, 87, 93, 100-108,
115-118, 127, 134, 135, 164, 165, 170,
179-184, 186, 192, 293, 307, 315-317,
321, 323, 331, 332, 334, 341, 346,
348, 357, 358, 361, 364, 370, 383,
386, 387
按察使牒状 5, 6, 56, 57, 87, 108, 160,
186, 258, 290, 306, 308-313,
315-321, 324-326, 332, 335-337, 344,
346-350, 352, 354, 358-360, 364-366,
370, 388, 389
→ 牒状
安西都護府 4
安東都護府 3, 86
安撫使 116, 316

【い】

老岐鳥勾当官 77, 158, 163, 233
異国の法 208, 217, 219
慰勞詔書 195

【う】

右司諫 124, 131, 135
右正言 154
右大臣 203, 264, 268, 269, 375
右大弁 263, 264, 268
雲門・草田民の蜂起 181

【え】

衛尉卿 43, 50
衛尉少卿 139, 155
衛尉注簿同正 125, 132, 136
延喜・天曆の治 1, 2
延平島巡検軍 4, 14

【お】

王権 67, 374
大蔵卿 175, 379

【か】

海域アジア史 12, 17, 26, 387

外交文書 8, 18, 20, 21, 30, 43, 45, 72,
 81, 86, 87, 89-91, 94, 105, 157, 165,
 166, 175, 176, 178, 189, 194, 195,
 201, 243, 289, 335, 390
 回賜 202, 238
 海商 14, 63-65, 235, 238-241, 253, 257
 廻船 267, 281, 282
 界線 323
 会仙館 163
 海道 77, 158, 163, 233, 270, 274
 海東通宝 279
 海洋史 15
 花押 50, 72, 82, 109-111, 203, 205
 科挙 2, 134, 135, 150, 364
 榷場 356
 榷椎鉾山 297
 賀上尊号使 139
 賀正使 139, 141
 賀生辰使 138, 139, 147
 賀正旦使 138, 139, 147, 155
 賀登極使 139, 143, 148, 155
 賀登宝位使 139, 141, 147, 148
 鎌倉殿 373-375
 鎌倉幕府 6, 8, 13, 28, 310, 324, 332,
 350, 351, 353, 354, 363, 365, 371,
 373-375, 381, 389
 カムイ焼 201
 カムイ窯 201
 貨物 3, 240
 唐船 223, 268, 281, 282, 286, 289, 333
 唐物 235, 240
 唐物使 234
 賀竜興節使 139
 関 177, 191
 漢家之法 219
 監察御史 131, 134, 154
 館舎 87, 90, 114, 160, 161, 163, 183,
 186, 233, 242, 291, 306, 307, 335,
 336, 338, 341, 359, 384
 監倉 76, 308, 312, 321, 322, 336, 344,
 348
 監倉使 56, 57, 87, 304, 306-308,
 312, 321, 322, 327, 336, 344, 348
 官続文 264, 268, 269
 関白 2, 37, 232, 237, 238, 268, 324,
 345, 351, 380
 官符 192, 265, 267, 269, 275, 304,
 315, 316, 322, 326, 344, 346
 官文殿 268
 官本 83, 110, 111, 210, 211, 213, 248,
 250
 監務官 173, 177
 関門 161, 162, 176
 監門衛撰上將軍 47-49
 翰林医官 41, 42
 翰林学士 130, 131, 133, 135, 175, 176,
 191
 翰林学士承旨 175, 176, 191

【き】

議合 92
 癸巳の乱 371
 議定 92, 311, 345, 351, 379, 380
 契丹人(族) 141, 142, 146, 153, 357,
 386
 客館 13, 114, 163, 185, 186
 九州探題 9
 及第 51, 116, 119, 124, 131, 133-135,
 150, 229, 311, 323, 345-347,
 364-367, 377
 行香 273, 276
 教定都監 372, 374, 375
 教定別監 372, 374
 刑部尚書 123, 128, 130, 131, 133, 135,

229
 交名 328, 378
 巨済県令 310, 333
 極札 303, 327
 金海都護府 160, 185, 187, 192
 金海府 (使) 3, 86, 90, 114, 160, 161,
 225, 226, 230, 252, 254, 277, 278,
 306, 307, 334-338, 342, 359, 370
 銀簡 72
 金官加耶 90
 金皇帝 (金国皇帝) 154, 301
 金紫光祿大夫 51, 73, 155
 近習小番 206, 207
 金州防禦官 86, 94, 382
 金州防禦使 72, 86, 88, 94-97, 106,
 107, 159, 165-167, 170, 172, 174,
 176, 179-184, 187, 292, 293, 342, 382
 金州防禦使牒状 5, 20, 81, 82, 84, 97,
 98, 105, 159, 176, 179, 259, 284, 286,
 288-291, 294, 298, 381, 387
 → 牒状
 銀牌 72
 銀瓶 279, 346
 禁裏小番 205, 206, 249
 禁裏本 83, 84, 111, 205, 207, 215,
 249, 250

【く】

公文預 268
 藏人 249, 250, 268, 273
 藏人所 276
 グローバル・ヒストリー 16
 軍器注簿同正 125, 132, 136
 群盜 142

【け】

迎賓館 163

解状 36, 167, 226, 231, 268-270,
 273-275, 277, 280, 282, 287, 294,
 297, 313, 314, 326, 388
 下知 378
 下知状 24, 228, 267, 281, 361
 闕字 89, 90
 遣唐使 223
 県令 76, 99, 100, 169, 170, 188, 310,
 333

【こ】

綱 240, 276
 弘安の役 1, 7, 262, 331
 行移公文式 167, 172
 庚寅之乱 128, 135, 371
 貢銀 225, 226, 230, 245, 264-267,
 270, 273, 274, 277, 297
 紅巾軍 8
 貢銀採丁 226, 230, 245, 277-279, 294
 貢銀採得 266, 275
 貢献 279
 合坐 92, 174
 綱首 47, 234, 239, 240, 253, 258, 367
 甲戌・辛巳の役 1, 331
 甲戌の役 7
 巷説 310, 311, 323, 333, 345, 349, 369
 皇太后宮権大夫 38, 232
 公牒相通式 53-57, 60, 61, 69, 75, 76,
 172, 173, 177, 385
 皇帝 140, 141, 146, 168
 勾当使 168, 169, 173, 188, 189
 興福寺 236, 298
 高麗遣金使 139, 147, 154, 155
 高麗国交易使 3
 高麗国皇帝 40, 67
 高麗国主 339, 340, 359, 363
 高麗使 (節) 3, 6, 22, 62, 143, 148,

155, 160, 192, 303, 304, 309, 310,
312-315, 317, 318, 320, 321,
324-326, 328, 332, 342, 344, 346,
347, 349-351, 365, 367, 368, 383,
384, 386, 388, 389
高麗商人 4, 231, 257
高麗水軍 3
高麗内裏 310, 333, 334, 370
高麗陶磁器 255
鴻臚館 234
講和 6, 311, 352, 353, 365
国衙 281, 283
国解慣行 268
国司 263, 267, 268, 272, 274,
281-283, 286, 289
国子祭酒 131, 135
国書 1, 6, 7, 22, 175, 194-197, 366
国信使 41, 42
後百濟 2, 78, 175, 176, 242
御家人 7, 371, 373-375
後三国 2
互市 311, 318, 326, 345-347, 349,
350, 352, 359, 366, 369, 388
後白河院政 371
戸籍 113, 170, 319
戸長 173
五道 100, 101, 104, 107, 115, 117,
165, 166
古筆切 303, 327, 346
戸部侍郎 124, 131, 135
古来 160, 306, 307, 318-320, 335,
336, 381
言上 36, 70, 167, 226, 242, 254, 271
權知監察御史 154
權中納 203, 205, 206, 235, 264, 270

【さ】

西京監軍使 57, 58
西京副留守官 58
西京留守官 57, 58, 151
西京留守判官 128, 131, 135
崔氏政權 6, 372, 375
宰相（高麗） 125, 133, 134, 136, 140,
141, 150, 153, 168, 175, 230
宰相（日本） 203, 249, 263, 380
才人 9, 175, 289
宰樞 92, 174, 301, 358
在庁官人 243, 272, 273, 283, 287,
343, 350, 360, 369, 383, 388
濟物 267, 281, 298
防人 263-266, 270-274
冊封 5, 10, 41, 66, 81, 147, 320
左正言 147, 155
佐須銀山 276
定詞 379, 380
定文 226, 263, 268-270, 277
左中弁 175
筭子 168
三韓征伐 219, 225, 257
參議 268, 270, 289
三軍兵馬使 57, 58
三京 177, 178
三司使 47-49
三司判官 56, 87, 304, 306-309, 312,
321, 322, 327, 336, 344, 348
三別抄 6, 189, 372, 375, 383

【し】

色数 267, 270
式数 267, 281, 297
式部大輔 175, 289
直廬 311, 345, 379, 380

- 私観 194
私献貿易 13, 28, 366
刺史 99, 100
治承・寿永の乱 4, 242, 339, 359
自尊意識 12, 59, 61, 68, 69, 142, 385
七寺 54, 55
地頭 4, 228, 283, 343, 355, 363
紙背文書 219, 323
咨文 9, 72, 315, 318
謝横賜使 139
謝賀生辰使 139
謝宣諭登極使 139, 142
州県軍 142
修好 311, 318, 326, 345-347, 349,
350, 352, 359, 366, 369, 388
重房 371
州牧 102, 177, 178, 187, 297
儒学 376
儒教 375, 376
手決 50, 52, 74, 75
守護人 263, 264, 267, 268, 281-284,
286, 289, 292, 294, 339, 355, 360,
369, 378, 388
儒士 162, 176, 289
守司空 139, 141, 147, 148
守太師 357
手例 50, 74
守令 76, 86, 100, 105, 116, 162, 164,
166, 167, 176, 181, 186, 279, 316
順天館 163, 164, 186
巡撫使 316
尚衣直長 125, 132, 136
莊園 281
商賈 329
小館 163, 164
商客 35, 39, 67, 185, 223, 233, 237,
238, 256, 257, 320
承久の乱 343, 371, 388
尚書刑部 169, 170
尚書戸部 169, 170
尚書左僕射 155
尚書都省 55, 60, 123, 130, 134, 159,
168, 173, 174, 177-179, 227, 228, 386
尚書礼部 177, 178
尚書礼部侍郎 57, 87, 139, 141, 147,
148
承制 123, 130, 134, 159, 174, 227-230
正税交易 270, 273-275
正税稲 274
上奏 161, 164, 168-170, 174, 178,
187, 267, 270, 275, 310, 311, 345,
365, 369
乘田 273
承文院 175
承平・天慶の乱 2
昭穆 301, 302
書契 291
諸国条事定 268
女真文字 72
諸都護 177, 178
初発期倭寇 5, 19, 22, 198, 293, 303,
331, 334, 342, 357, 361, 386, 388
書房 372
胥吏 72, 177
新羅 2, 78, 181, 182, 195, 256, 293,
340, 359, 370
新羅人 240, 242
新羅復興 (計画) 181, 182, 293
仁恩館 163
神国思想 257
真珠 159, 188, 233, 256, 272, 273,
276, 278, 296
申省 173, 191
申状 168, 169, 173, 188, 313, 314,

326, 379
壬辰倭乱 367
申省状 173
陣定 3, 33, 36, 37, 39, 40, 60, 175,
226, 231, 269
申報 91, 96, 167-170, 172, 173, 179,
180, 182, 183
進奉 5, 22, 27, 28, 84, 85, 89, 91, 92,
94-98, 108, 159, 233, 238, 243, 244,
246, 259, 280, 284-294, 299, 300, 307,
320, 321, 343, 347, 349, 353, 355,
367, 379-382, 384, 388, 390
進奉使 46, 138, 139, 141, 147, 148,
237-239, 243, 287, 288
進奉船 5, 11, 13, 14, 19, 21, 22, 28,
81, 184, 202, 243, 244, 246, 288, 321,
332, 335, 342, 367, 369, 377, 379, 381
進奉(船)貿易 28, 258, 286, 342,
362, 363
進奉定約(約定) 22, 366, 377, 381,
389
進奉方物 95, 97, 106, 159, 161, 174,
176, 284
進奉之礼 95, 96, 159, 233, 243, 244,
246, 284, 285, 290-294, 343, 381,
388
進奉礼制 87, 243, 244, 246, 290, 292,
307, 318, 320, 336, 342, 359, 388

【す】

枢密院 45, 168, 169, 174, 230
枢密院左副承宣 229, 230
枢密院承宣房 175
枢密院知奏事 229, 254
枢密院副使 155, 230

【せ】

請医一件 11, 34, 40, 62, 65, 68, 69,
233, 256, 258, 385
征夷大將軍 9, 373, 374
正屋 306, 307, 334, 335, 337, 341, 370
西夏(国) 146, 147
正議大夫 47-49
聖旨 35, 38-40, 60, 67, 154, 329
征東行中書省 9, 72, 315
政房 372
絶域 273, 276
棋家 205
棋政 2, 378, 380
前期倭寇 8, 315, 331, 334, 362, 390
專使 4, 235-237, 239
宣旨 175, 223, 264, 267, 269, 272,
274, 280, 282
詹事府録事 347, 364, 382
仙賓館 163

【そ】

宋 2-4, 7, 11, 15, 16, 22, 29, 34, 38,
41, 42, 45-47, 49, 59, 61-69, 77, 167,
168, 175, 187, 195, 222, 231,
237-240, 243, 257, 279, 320, 333,
334, 385, 387
草押 51-58, 60, 61, 74-76, 172
宋海商 235, 239-241, 257
宋皇帝 41, 238
宗氏 10, 283, 343
宋商(人) 4, 15, 62-64, 66, 163, 213,
220, 224, 232-235, 237-241, 244,
245, 252, 256-258, 319, 329, 382,
384-386, 388
宋人 4, 14, 208, 215, 219, 231,
235-239, 252

漕送 270, 274, 279
 草賊 124, 130, 140-142, 146, 227
 賊盜律謀叛条 222
 存問記 379-381

【た】

大官署丞 347, 364, 382
 太政官 36, 89, 167, 168, 175, 176,
 195, 196, 231, 268, 272, 351
 太政官牒 72, 195
 太政大臣 371
 大臣外交 194
 擡頭 89
 大(太)府監 144, 145, 153
 泰封 2
 多元の天下観 13
 大宰少式 13, 310, 324, 343, 346, 347,
 349-351, 354, 359, 360, 364, 367, 388
 大宰大式 13, 175, 225, 237-239, 251,
 283, 286
 大宰府府老 65, 239
 站駅制 171, 190
 毛羅勾当使 168, 169, 173

【ち】

馳駅 167, 187
 知枢密院事 148, 155
 知制誥 51, 54, 56, 62, 101, 124, 131,
 135, 154, 175
 着押 50, 74, 75, 94
 着名 50-54, 56, 58, 59, 69, 74-76, 94
 中外奏状 167, 172
 中軍兵馬使 57, 58
 中書舍人 131, 135
 中書門下省 45, 174
 中台省 43, 72, 73, 89
 中風 33, 136

帖 177, 178, 191, 315
 貼(公貼・文貼) 46, 51, 53, 54, 58,
 171-173, 177-179, 192, 315
 長淵県 170
 朝貢 12, 13, 27, 37, 62, 64, 66, 78,
 138, 188, 238, 243, 244, 258, 273,
 276, 278, 279, 290, 296, 320, 352,
 359, 360, 362, 363
 朝議大夫 47-49
 朝散大夫 51, 54, 56, 57, 73, 87, 123,
 130, 133
 牒式外交 194
 牒状 2-7, 18, 20, 22, 24, 33-49,
 56-58, 60, 61, 64, 65, 67-69, 72, 73,
 76, 81, 82, 84, 86, 87, 89-94, 97, 98,
 108, 110, 113, 141-145, 153, 154,
 157, 159, 160, 163, 165-167,
 174-176, 182, 185-187, 189, 190,
 192, 194, 195, 198, 201, 225, 228,
 230-233, 242, 244, 245, 255,
 257-259, 284-292, 294, 298, 299,
 307, 308, 312, 313, 315-326, 331,
 332, 335-338, 342, 343, 345-349,
 351, 352, 354, 355, 358, 359, 364,
 365, 368, 370, 378-381, 385-389
 →按察使牒状・金州防禦使牒状
 牒呈 173, 178
 牒報 173, 238
 知礼部貢挙 131, 135
 琛 66, 78, 202, 319

【つ】

通議大夫 47-49
 対馬島勾当官 233, 286
 対馬島司 3, 4, 226, 242-244, 246,
 275, 287, 291, 307, 341, 342, 388
 対馬島判官代 90, 223

対馬守 175, 242, 258, 261, 262, 264,
268-270, 272, 274, 275, 280, 281,
284, 294, 295, 338-340, 342, 359,
362, 363, 388
対馬守護 283, 287-289, 294, 343, 355

【て】

定家様 303, 323, 329
丁田 318
敵国 208, 212, 219-221, 224, 231,
252, 333, 359, 360
敵礼 287
殿中監 148
伝報 85, 95-97, 167, 170, 172, 174,
183
天龍寺 9

【と】

刀伊 3, 70, 219, 223, 280
刀伊の入寇 3, 11, 222, 251, 276, 313,
355, 363
唐 2, 18, 41, 167, 168, 187, 195, 222,
273, 320, 333, 380
唐衛禁律越度縁辺関塞条 221, 222
東京路都摠管府 154
陶工 201
東西巡検使 57, 58
銅採進房 226, 230, 245, 277-279, 294
東真国 (東夏国・大夏国) 5, 356-358,
360, 386
盜賊 141, 142, 152, 181, 293, 357
東南海船兵都部署 107, 158, 164, 184
東南海船兵都部署司 164
東南海都部署 77, 100, 101, 105, 107,
108, 118, 124, 130, 134, 158, 159,
164, 165, 167, 169, 172, 174, 176,
179-184, 186, 198, 225, 227, 230,

233, 245, 293, 370, 386

東南道都部署 159, 164, 233, 278
盜人 305, 316, 317, 322, 323, 326
唐房 (唐坊) 234, 245, 388
唐令 49, 187
東倭 66, 202, 319
島倭 382-384
渡海禁制 221
渡海制 21, 197, 202, 220-225, 241, 243
得分權 286
都綱 232-234, 239, 257
所 278, 279
土姓 348
都兵馬録事 123, 130, 134, 137, 148,
151-153, 174, 227, 228
都房 372, 374

【な】

内侍門下省 62
南原府 (使) 3, 102, 252
南宋 7, 43, 46, 49, 59, 68, 69, 149,
188, 331, 384, 386
南宋征伐 141-143, 149, 152, 386
南賊 181-183, 357

【に】

日域 232, 233, 320
日宋貿易 11, 234, 235
日本商人 7, 12, 27, 33, 233, 257, 300,
320
日本朝廷 3, 197, 198
仁和寺 235, 236

【ね】

寧州掌書記 123, 130, 134, 150, 227
寧徳城 154
年期 (年紀) 制 221, 224, 234, 253

年糧 264, 270, 271, 273
 年糧穀 270, 273
 年糧米 263, 265, 267, 270, 274-277,
 279

【は】

売買 74, 304, 317, 318, 320-323, 326,
 329, 344, 349, 359, 360, 388
 博多綱首 234, 258, 367
 八閩会 1, 66, 67, 78, 163, 197, 233,
 320, 329, 385
 蕃国 38, 66, 202, 319
 番衆所 205, 207
 藩将 124, 130, 140, 142, 143, 145, 146
 判吏部事 52, 357

【ひ】

漂流民 4, 12, 65, 66, 77, 105, 183,
 184, 242, 286, 291, 382

【ふ】

符 177-179, 192, 315
 風痺 125, 132, 136
 風疾 33, 35, 36, 39
 藤原北家 2
 武臣政権 6, 279, 372-374
 福建転運使 63
 文殿勘文 269, 295
 文永・弘安の役 1, 331, 374
 文永の役 7
 文散階 48, 53, 54, 56, 57, 59, 73
 文臣 155, 162, 176, 371
 分道官 162
 文簿 73, 264, 268-271, 294, 295
 文林郎 47-49

【へ】

平氏政権 13, 375,
 平出 84, 88-90, 305, 306
 兵馬使 57, 58, 100, 115, 145, 151, 162
 兵部員外郎 124, 127, 128, 131, 135
 別将 310, 334, 357
 辺事 130, 134, 159, 227, 230

【ほ】

保元・平治の乱 371
 謀克 141
 防護別監 310, 333, 382
 豊州防禦使 170
 北宋 63, 73, 188, 238, 255, 315
 北虜南倭 386
 渤海 43, 72, 89, 195, 219, 220, 359,
 370

【ま - む】

前分 267, 268, 281, 282, 287, 289
 松浦党 281, 310, 323, 333
 明 8, 10
 無釉陶器 201
 室町幕府 9

【も】

猛安 141
 蒙古 5, 6, 24, 160, 356, 366
 門下侍郎平章事 152, 357
 モンゴル (国名) 1, 5-8, 13, 16, 29,
 152, 161, 279, 320, 331, 343,
 356-358, 360, 372, 374, 384, 389
 モンゴル襲来 1, 5, 13, 21, 22, 197,
 371, 377, 387, 389, 390
 文章博士 175, 191, 289
 文書応奉司 175

文書監進色(局) 175, 176

【や - よ】

訳語 89, 90, 95, 106, 159, 166, 196,
284

右筆 323, 324

養老宴 177

養老公式令 48, 168

養老令 49

【ら】

来遠城 154

来投 4

洛東江 90, 114

【り】

琉球国 10

龍虎軍郎将 56, 87, 304, 306-309, 312,
321, 322, 327, 336, 344, 348

流亡 181, 279, 293

遼 14, 16, 22, 41, 42, 66, 67, 161,
162, 175, 187, 279

領家 267, 281

兩統迭立 8

兩府 104, 130, 134, 159, 174, 227

隣国 195, 208, 209, 211, 212,
217-219, 252, 257

【れ】

靈隠館 163

令公 77, 158, 233, 374

礼制 292, 300-302, 388

礼賓卿 45, 46, 48, 58, 59, 67, 68, 229

礼賓省 4, 20, 33-50, 52, 53, 57-61,
63, 64, 69, 70, 85, 87, 88, 91, 95, 96,
159, 163, 168, 170, 174, 175, 189,
200, 230, 233, 284, 285, 287, 290,
299, 300, 348, 364, 382, 385

礼賓少卿 50, 59, 68, 139, 141, 147,
148

廉察使 20, 81, 82, 85, 93-95, 97-99,
102, 103, 105-108, 115, 116, 157,
165, 170, 174, 182-184, 284, 386

【ろ】

六官諸曹 54, 55, 60

【わ】

和親牒 311, 346, 348-350, 353-355,
365, 368

人 名

- 【あ】
- 阿只拔都 10
 足利義詮 9
 阿比留平太郎 343, 383
 安吉詳 9
 安鼎福 161
- 【い】
- 壱岐守宗行 340
 池尻共孝 205
 位孝男 76, 158
 井上又右衛門 327
 今川了俊 9
 移刺窩斡 141, 146
 尹威 99, 102, 103, 116
 尹彦頤 101, 133
 尹思忠 10
- 【う】
- 于哥下 357
 宇佐公通 13, 286
- 【え】
- 睿宗 53, 101, 103-105, 108, 117, 118,
 164, 172, 316
- 【お】
- 王九 141
 王建 (太祖) 1, 2, 11, 18, 29, 41, 44,
 86, 166, 179, 278, 301, 385
 王則貞 33-40, 65-67, 77, 78, 158,
 163, 231-233, 239, 256-258, 348, 385

- 王逢軌 256
 大内義弘 9
 大江維時 295
 大江匡房 33, 37, 38, 59, 60, 175, 274,
 295
 大藏種材 363
 小倉実起 205, 206
 小野好古 208, 209, 218, 219, 251, 252

【か】

- 河拱辰 162, 189
 何文著 7
 戒覚 222, 223, 243
 海陵王 141, 142, 145, 148, 149, 153,
 155, 386
 夏貴 7
 郭王府 347, 382, 383
 覚行 237
 韓国柱 9
 韓恂 357
 韓縉 139
 韓冲 (韓仲) 100, 101, 115, 164

【き】

- 奇允偉 357
 熙宗 (金) 141
 熙宗 (高麗) 5, 301
 義天 235, 237, 256
 弓裔 2
 恭讓王 10, 26, 104, 178, 301
 恭愍王 8, 9, 25, 44, 45, 318, 329
 許載 170
 許勢脩 (許勢修) 139, 141, 147, 148,

155

清原是包 4, 228, 281, 361
清原守武 222
金逸 9
金永胤 139, 141, 147, 148, 155
金嘉会 139
琴儀 99, 101, 113
金居実 139, 141, 147
金黄元 297
金光济 101, 181
金之卿 76
金俊 372
金淳夫 139, 141, 147, 148
金梯 62-64
金敦中 139
金甫當 131, 135, 371
金龍 9, 315, 328

【く】

クビライ 1, 6, 7, 160, 161, 320, 377,
384, 385

【け】

邢槿 41, 42
慶大升 371, 372
桀王 219
権応経 358
顕宗 3, 45, 46, 53, 68, 86, 103, 104,
171, 172, 187
元宗 5, 6, 24, 25, 72, 88, 118, 152,
160, 161, 185, 290, 292, 317, 320,
347, 360, 367, 384
権籙 367

【こ】

黄慎 (黄謹・黄真) 62-65
光宗 2, 3

高宗 5, 6, 22, 24, 86, 116, 303, 307,
309, 311, 316, 331, 332, 345, 346,
350, 356-358, 364, 366, 367, 369,
381, 390
洪茶丘 385, 390
黄仲文 232-234, 239, 257
洪汧 (洪貯・洪佇) 317, 347, 348,
367, 382, 383
恒平 5, 85, 92, 93, 95-97, 106, 159,
170, 174, 182, 183, 233, 284-294, 343
光明天皇 8
久我通矩 248
後西天皇 83, 112, 207
後醍醐天皇 8
近衛兼経 380
古筆了延 303, 327
古筆了任 327
後水尾天皇 83, 207
惟宗氏 283, 284
惟宗重尚 343, 383
惟宗俊通 37

【さ】

崔瑀 (怡) 6, 311, 345, 346, 350, 353,
355, 357, 358, 360, 365, 372
崔允儀 134, 140, 141, 144, 146, 152,
153, 230
崔瑩 10
崔埴 372
崔元信 45, 46
崔沆 372
崔忠献 6, 357, 372
崔忠粹 372
崔甫淳 357, 358, 360
崔祐甫 154
崔令儀 139
坂上経国 175, 242

察度 10
散師恭 141

【し】

芝山定豊 203
芝山広豊 203, 204, 214
周惟氏 181
蕭懷忠 141
周福 7
周良史 237, 238
春屋妙葩 9
庄永 235, 236, 239
成尋 222, 238, 315
承存 87, 192, 307, 310, 312, 313, 315,
317, 318, 323, 325, 326, 336,
347-356, 359, 360, 364-369, 388
徐彦 154
徐純仁 173
神功皇后 210, 218, 219, 225, 257
甄萱 2, 78
秦献衣 135
神宗 (高麗) 103, 117, 181, 182, 293,
301, 372
神宗 (宋) 63, 64, 66, 238
仁礼 90

【す】

菅原為長 81, 175, 289, 351, 354, 380,
381
菅原長成 175, 191

【せ】

清閑寺熙房 205
成宗 178, 189
世宗 (金) 139, 141, 143, 145-147,
153

【そ】

曹子一 384, 385, 390
宗経茂 10
蘇景 235, 236, 239
孫忠 237-239

【た】

大磐 141
平清盛 13, 208, 218, 219, 225, 231,
245, 275, 277, 286, 351, 368, 371, 387
平経高 72, 81, 88, 90, 288, 289, 380,
381
平知盛 343
平将門 220
平致行 363
平頼盛 13, 286
鷹司兼平 268
多智 357
丹波忠康 37
丹波雅忠 37

【ち】

着古与 357
紂王 219
仲廻 237
忠烈王 7, 44, 104, 117, 182, 316
趙位寵 153, 162
張彦澄 175, 242
張宝高 240
陳龍甲 310, 333

【つ】

壺井義知 204, 214, 248, 249

【て】

丁応起 139, 155

鄭金億 310, 334
鄭子良 3
鄭仲夫 371
鄭夢周 9, 25

【と】

遠江介能直 329
徳川家綱 376
徳叟周佐 9
杜世忠 7
曇曜 123, 130, 133

【な】

中院通茂 83, 109, 111
中御門資熙 205-207
中御門為方 263, 268
長岑諸近 90, 223

【に】

二階堂行村 378
二条天皇 202, 215, 220
二条良基 366

【の】

野宮定輔 83, 111

【は】

白彦恭 141
畠山牛庵 327
潘阜 6, 160, 384
范文虎 7

【ひ】

東園基賢 205-207

【ふ】

藤井安国 77, 158, 163, 233

藤原秋依 282-284, 288, 292, 343, 360
藤原家実 311, 324
藤原家隆 327
藤原兼実 289, 340
藤原兼仲 261, 262, 268-270
藤原伊実 203, 204
藤原惟憲 238
藤原伊通 202-204, 215, 216, 220, 245,
252, 253, 277
藤原定家 303, 311, 323-325, 327, 329,
334
藤原実資 297, 314
藤原俊成 267, 275
藤原季仲 235-237
藤原資盛 267, 275
藤原隆家 208, 209, 218, 219, 251,
313, 314
藤原忠高 378, 380
藤原忠教 263, 268
藤原為相 325
藤原親経 81, 108, 288, 289, 299, 380,
381
藤原親光 4, 242, 258, 267, 275, 283,
338-341, 359, 362, 363
藤原経平 237-239
藤原経光 311
藤原俊国 81, 108, 288, 299, 380
藤原道長 203
藤原師実 37, 232
藤原師輔 216
藤原師成 232
藤原能長 36
藤原能盛 267, 275
藤原頼長 240
藤原頼通 37, 238
藤原頼宗 203, 204
文公裕 148, 155

文宗 4, 8, 11, 13, 20, 33, 34, 36,
40-46, 53, 61-69, 77, 101, 104, 105,
112, 116, 160, 166, 172, 181, 188,
197, 198, 201, 202, 286, 291, 319,
355, 385
文屋宮田麻呂 240

【ほ】

北条時宗 6
朴葦 10, 26, 90
朴育和 139
朴寅 311, 323, 345-350, 352-356, 359,
360, 364-368, 377
朴純冲 148
朴聡 132, 136, 150
蒲鮮万奴 356, 357
梵盪 9
梵鏐 9

【ま】

前田綱紀 248
馬世安 41
松永年 77, 158, 163, 233
万里小路雅房 205-207

【み】

未斤達 4
源経信 37, 38, 60
源俊房 37, 38
源雅房 270
源光経 226, 261, 262, 264, 266-270,
274, 275, 277, 280-282, 287, 294,
295, 297, 342, 388
源義親 295
源義経 371
源義仲 371
源頼朝 339, 340, 371

【む】

武藤 (少式) 資能 378, 384
武藤 (少式) 資頼 28, 283, 284, 289,
292, 310, 311, 313, 318, 324, 326,
342-347, 349-352, 355, 358-360, 364,
365, 367-369, 377, 378, 388, 389

【め】

明宗 100, 105, 119, 131, 135, 151,
258, 362, 371, 372
明範 222, 253
明頼 5, 84, 91-93, 95-97, 106, 159,
170, 174, 182-184, 233, 284-294, 343

【や】

山科言行 206, 207
日本武尊 208, 218
耶律湛 141
耶律留哥 356, 357

【ゆ】

庾資諒 (庾元義) 99-102

【よ】

楊帝 219
四辻公韶 203
四辻季賢 205
四辻季輔 203

【ら】

羅興儒 9, 25
羅拯 63-65, 77

【り】

李夏生 10
李義旼 181, 371, 372

李義方 371
李桂長 105, 186
李奎報 99, 102, 107
李公升 123, 130, 134, 159, 174,
227-230, 255
李光縉 139, 151
李子庸 9
李章甫 116, 317
李成桂 1, 10
李齊賢 66, 78, 91, 202, 319, 320
李穡 142, 151, 176
李文鐸 20, 21, 106, 119-123, 126-138,
140, 141, 143, 144, 146, 148-153,
157, 159, 174, 201, 226-228, 230,
255, 277, 341, 363, 386, 387
李文著 98, 99, 102, 107
李夢游 167

柳璫 72, 372
劉琨 223
柳參 45, 62
柳裕 235, 236
林惟茂 6, 372
林衍 372
林槩 43, 50, 51, 68, 73, 74

【れ】

靈元天皇 83, 207

【ろ】

盧旦 310, 333

【わ】

完顏興 141, 144-147, 153

地名

【あ】

奄美諸島 201
淡路国 263, 268

【い】

壱岐 3, 28, 77, 158, 163, 201, 231,
233, 236, 239, 270-275, 280, 281,
310, 333, 334, 340, 363, 370, 378, 384
今津 93, 114

【う】

蔚州 166

【え】

越中国 263, 268
燕京 (中都) 124, 130, 140-142, 145,
146, 152

【か】

開京 6, 8, 10, 157, 163, 177, 183,
233, 357
会稽 208, 213, 218, 257
開城 2, 185, 197, 334
加部島 256, 315, 326, 328, 346
唐津 328
完山 2, 98

【き】

義州 162, 176, 357, 386
巨済島 161, 384
金海 86, 90, 92, 245, 340
金州 4, 5, 13, 20, 38, 86, 90, 92, 97,

106, 107, 158, 160, 161, 163-167,
170, 173, 174, 176, 179-184, 186,
197, 198, 230, 233, 285, 287, 291,
293, 309, 310, 332-334, 338, 340,
341, 346, 350, 359, 361, 370, 382-386

【く】

群山島 8, 383

【け】

京畿道 8, 9
慶元府 46, 49, 59, 65, 68, 69
慶州 164, 179-184, 293, 394
鷄林 (慶州) 180
玄界灘 28, 280, 286

【こ】

江華島 6, 372
康州 4
交州道 103, 117
康津 255
江東城 356
江陵道 117

【さ】

西海道 (高麗) 103, 105, 117, 154
西海道 (日本) 270, 274
西京 127, 128
済州島 6, 7, 189, 382, 384
朔州 356
薩摩 201, 231, 233
沙島 310, 333

【し】
 楸子島 8, 383
 春州道 99, 101, 117, 154

【せ】
 青郊駅 171, 177
 青州 356
 泉州 63-65
 全州 2, 102, 115, 116, 242, 317

【そ】
 雙城総管府 8, 10

【た】
 大宰府 3-6, 13, 22, 27, 33-37, 41, 44,
 49, 58-61, 65-67, 69, 87, 108, 157,
 167, 175, 177, 184, 192, 195, 198,
 201, 221-223, 226, 231, 233, 236,
 237, 239, 240, 242, 243, 251, 253,
 270, 274-277, 279-281, 283-285,
 287-289, 297, 310, 311, 313-316,
 318, 319, 322, 324, 326, 331, 332,
 334, 341-344, 346, 348-355, 358-361,
 364-369, 381, 384, 386, 389
 竜ノ口 7
 耽羅 (毛羅・貪羅) 7, 62, 66, 77, 78,
 116, 163, 168, 169, 173, 188, 189,
 233, 242, 320, 329, 385

【ち】
 筑後 265, 270, 272-274
 筑前 3, 201, 223, 231, 233, 240, 265,
 270, 272-274, 281
 忠清道 104, 117, 357
 長城郡 173, 177
 鎮西 36, 208, 212, 217, 219, 220, 231,

281, 333, 339, 355

【つ】
 通州 62, 141

【て】
 定州 161, 162, 356, 386
 鉄円 2
 鉄原 2
 鉄嶺 10

【と】
 東界 58, 104, 142, 162, 356
 東京 (金) 141, 154
 東京 (高麗) 127, 181, 293
 東南海道 100, 101, 105, 116, 164
 徳之島 201

【な】
 南京 127, 300, 301
 南原 98, 99, 107, 116
 南浦 90, 95, 96, 159, 233, 284

【は】
 博多 7, 157, 223, 234, 235, 239, 240,
 245, 255, 256, 258, 273, 282,
 314-316, 319, 367, 386, 388

【ひ】
 肥後 265, 270, 272-274, 281, 310,
 333, 334, 370
 肥前 28, 265, 270, 272-274, 281
 肥前国小値賀島 4, 228, 281, 361
 肥前国鏡社 5, 281, 367, 378

【ふ】
 釜山広域市 160

豊前 266, 270, 272-274
 豊後 266, 270, 272-274

【ほ】

豊州 166, 170
 北界 116, 142, 162, 356

【め】

明州 4, 65, 237-239, 329, 387

【ゆ】

熊神県 310, 334, 347, 382, 384

【よ】

楊広道 100, 117

吉野 8
 呼子島 304, 314-316, 322, 326-328,
 344, 346

【り】

梁州 166
 遼陽 141, 145, 146

【れ】

靈光郡 67, 159, 163, 233
 礼州 166
 礼成江 76, 158

【わ】

和州 162, 185, 356, 386

【著 者】

近藤 剛 (こんどう つよし)

1980年東京都生まれ。中央大学大学院文学研究科日本史学専攻博士後期課程修了。博士(史学)。この間に大韓民国高麗大学校への交換留学を行う。中央大学附属中学校・高等学校非常勤講師、中央大学文学部兼任講師、中央大学人文科学研究所客員研究員を経て、現在、開成中学校・高等学校社会科(地歴公民科)教諭。

〔主な著作〕

- 『古代日本と興亡の東アジア』(共著、竹林舎、2018年)
『高麗・宋元と日本(石井正敏著作集3)』(共編、勉誠出版、2017年)
『前近代の日本と東アジア—石井正敏の歴史学—』(共著、勉誠出版、2017年)
『訳註 日本古代の外交文書』(共著、八木書店、2014年)
『梁職貢図と東部ユーラシア世界』(共著(翻訳)、勉誠出版、2014年)
『日本の対外関係3 通交・通商圏の拡大』(共著、吉川弘文館、2010年)
『동아시아 속의 한일관계사 下』(共著、제이앤씨(大韓民国)、2010年)
『対外関係史辞典』(分担執筆、吉川弘文館、2009年)

にほんこうらいかんけいし
日本高麗関係史

2019年10月25日 初版第一刷発行 定価(本体9,800円+税)

著 者 近 藤 剛
発行所 株式会社 八 木 書 店 古書出版部
代表 八 木 乾 二
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8
電話 03-3291-2969(編集) -6300(FAX)
発売元 株式会社 八 木 書 店
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8
電話 03-3291-2961(営業) -6300(FAX)
<https://catalogue.books-yagi.co.jp/>
E-mail pub@books-yagi.co.jp

印 刷 上毛印刷
製 本 牧製本印刷
用 紙 中性紙使用

ISBN978-4-8406-2233-2

©2019 TSUYOSHI KONDOH

